以上を得たし乾燥後硫酸水に通じて発色せしむる代りに

硫酸	三〇
水	七〇
硫酸	一、〇〇〇

此の液中に通じたる後水洗し、更に石鹸浴を通じ再び水洗して乾燥す。

又媒染剤中に色素を含有せしめて、着色媒染をなし得るものあり。

イ、黄色媒染

インダンスレンエローWペースト	二〇〇
グリセリン	二〇
糊P	六〇〇
水	八〇

ハ、赤色媒染

ハイドロサルフヲキトNFコンク	一〇〇

ロ、青色媒染

レバブルーRBペースト法ち	一〇〇
グリセリン	二〇
糊P	六〇〇
水	一二〇
ハイドロサルフヲキトNFコンク	一〇〇

ハ、赤色媒染

チオインゴスカーレット2Gペースト	二〇〇
グリセリン	二〇
糊P	六〇〇
水	八〇
ハイドロサルフヲキトNFコンク	一〇〇

何れも媒染後マーブラットに通じ、後酸液を通して發色せしむ。

備考

3　糊Pの製法

プラチフレゴム	三五〇
水	一九〇
グリセリン	一〇
苛性曹達(ボーメ三十二度)	二五〇

4　白色媒染法に於て、其部分を鮮明ならしむるため石鹸浴に通ずるに先ちて、ボーメ一度の苛性曹達液に通ずるを可とす。

5　引染液中に直接染料を混入せしめて使用する場合には、アゾ化せしめべき染料をして

したる後發色せしめ、その後全容一リットルに對して五瓦のベタナフトール、五〇〇の苛性曹達液(ボーメ三十六度)を含む液中に通ずるを可とす。

以上の方法以外に種々あれ共大體に於ては以上の方法を以て最適當なるものとす。而して何れの方法も結局顔料に等しく應用し得らるものと雖ども、種類に依つて幾分色相を異にするものなるは勿論なるが、麻・綿布の中型染に應用して最も妙味あるを認む。則ち引染後片面に白色媒染剤を置くだけで、充分裏の部分も白色媒染し得。

機械捺染に、パッフングマングルを使用する引染等に、簡易に使用し得る點等に於ては、充分在來の型を凌駕し、普通の人造染料と大差なきものなり。同時に型特有の諸點を具備し、堅牢なる色素なれば種々なる方面に利用して効果大なるものと認む。

◆堅牢なる濃熱絲色上に白色媒染法

(京都染織試験場報告)

最近アルファニトロソ、ベタナフトールの機種類たる堅牢なる濃熱絲色を使用するに至れり、之れを生成すべき原料はアルファニトロソ、ベタナフトールと酸性亞硫酸曹達との複化合物にして數年來專門的に製造せられたりしが現今に於ては多數の染料製造會社によりて製出せらるゝに至れり。

往時は捺染法以外の他の方法によりて堅牢なる濃熱絲色を用ひざりしが近〳〵パッフング法及媒染法によりて此種のものを製するに至れり、カレー染料製造會社は先づ黄血鹽を用ひて布上に捺染を施し後堅牢なる絲色をパッティングし鐵鹽類によりて黄血鹽を沈澱せしめ堅牢絲色を防染することを引導せり。

然るに實驗によるに先づ上記のアルファニトロソ、ベタナフトールを用ひてパッディングを行ひ乾燥し蒸熱し(必ずしも蒸熱を必要とせず)後フォーモザルFO及拘樣酸を含む捺染糊を用ひて印花し蒸熱す、然る時はニトロソ、ナフトールは還元せられて、アミドナフトールを生じ鐵は有機酸鹽に變ず而して水洗に依りて完全な

例
ナフタレン　ナフタレン　ペー　92.11ヶ　50瓦
水酸化ナトリウム　50瓦
苛性曹達　ミーター　6瓦　50瓦
硫酸　10瓦
硫酸水　硫酸　硫酸　硫酸
上記を一立となしバッチングを行ひ乾燥す而して十分間蒸熱し水洗す次に
ヌマーキセ　ヌマー　キー　200瓦
苛性曹達　100瓦
硫酸　500瓦
硫酸　100瓦
を用ひて抜染剤を作り抜染後五分間乃至十分間蒸熱し水洗す。

雜錄

◆浸落調整部褒賞授與式　去る二十日午前十一時同部第二十回徒弟競技會褒賞狀授與式を挙行せり京都府よりは松島勤業課長市よりは岡田勤業課長其他商業會議所會頭代理を始め各聯合會部長役員出場時到高力審査總長の審査報告あり市長代理岡田勤業課長より褒賞狀を會議所會頭より賞品を授與し終りて告詞祝辭あり徒弟總代の答辭八木組長の挨拶を以て式を終へ西島部長の閉會の挨拶ありたり

當日受賞者は左の如し

浸落調整部徒弟競技會受賞者

壹等賞
西島康高　久保清造

二等賞
吉川七太郎　中村伊高
渡邊福太郎　山本秀三郎
藤本音三　浦松長三
鹿野喜一郎　井上兵一郎
高村二郎　佐野榮吉
山本善吉　片岡豊吉

三等賞
前原孝之　三木民治
吉岡幸一　小松林藏
林希　服部政七
松村正七　田中正
青谷留七　川上政治
黒田藤三郎　山田與市
花本峰夫　東房吉
森伊之助

褒狀
柴田房一　西村鎗次
伊藤信三　知一
古賀優　清水伊吉
上田勝雄　長谷川一馬
大西龍雄　田中高三郎
藤井格之助　矢島北太郎
側島喜三郎　茂
林吉玉　岡本敬之助
市長告辭

京都染物同業組合カ茲ニ浸落調整部第二十回徒弟競技會ヲ開カレ本日褒賞授與式ヲ擧行セラレマシタコトハ斯業發展上眞ニ慶賀ニ堪ヘナイトコロデアリマス

顧フニ浸落調整ハ染物加工上最モ重要ナル部分デアリマシテ之レガ良否ハ製品ノ上ニ多大ノ影響ヲ及ボスモノデアリマス諸君ガ審査ノ結果ニ鑑ミ將來一層其技術ノ進歩ニ努力セラレ益々本市染物ノ發揚セラレンコトヲ切望シテカヤマセン

大正十三年四月二十日

京都市長　西村釈太郎

會頭告辭

京都染物同業組合ハ本日ヲ以テ浸落調整部第二十回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧ゲラル誠ニ慶賀ニ堪ヘナル事ニ一見染色ノ末技ニ類スル如シト雖モ其巧拙ハ生活上ノ重大要具タル衣類ノ美醜ニ及ボス影響多大ナリ精妙ナル染色モ本技ノ發達ニ俟ツコトスンハコレ其具美ヲ長ク發揚スルコトヲ得ズ故ニ浸落調整部徒弟會ヲ開キテ其技能ノ發達ニ資セラル其功勞寔ニ掛少ナラザルナリ

希クハ諸君本日擔ヘル榮譽ニ伴フ責任ヲ自覚シ刻苦研鑽益々斯業ノ發達ニ貢献セラレンコトヲ式ニ臨ミ一言述ヘテ告辭トス

大正十三年四月二十日

京都染物同業組合會頭　柴田房一

答辭

本日ヲトシテ浸落調整部第二十回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラル不肖幸ニ來賓ヲ汚スノ光榮ヲ得タリ誠ニ望外ノ望外ト特ニ知事市長其他貴賓ノ臨場ヲ辱フセシノミナラズ懇篤ナル訓辭ヲ受ケ商業會議所ヨリハ賞金ヲ賜ハル之レ感銘ノ至リトス生等今後益々斯業ノタメニ精勵シ技術ノ練磨ヲナシ以テ今日ノ光榮ニ酬ユル所アラン事ヲ誓シテ答辭ヲ述フ

大正十三年四月二十日

受賞者總代　西島康高

◆メートル法　度量衡に於てメートル法が近く法律として制定されることになるが之が我産業發展の上に於て、又我が文化の上に、顧はれる効果は蓋し大なるものがあらうと思はれる。由來我國には尺貫法なるものがあつて廣く民間に行はれて居やうであるが明治に入り西洋の學術が輸入されると共に外國度量衡の便利と必要に迫られ使用されるゝやうになり現今に於ては學術專門的な方面のみならず一般に於ても舊來の不便極まる尺貫法は特に駆逐されやうとしてゐる狀態に在る。

併しながら日常の慣れの度量衡は其の不便を感じながらも一朝にして改め難き計量單位に種々な方法が用ひられ難なる換算法を行はねばならねことゝなり、之れ増増進の上に於ても尠からざる妨害をなし居る。

現今我國に於ける度量衡の不完全な一例を擧げると同じく一斤云つても百六十匁の外に所や品物に依つて百匁百二十匁二百三十匁と云ふやうな狀態であるから尺一ヤードの比較表で計算でもしと見なければヤードが一ヤールについて十二錢下つたかと云つても一反で幾何下つたか見當が附かぬ一ヤール(五ガロン)について十五錢下つたと云つても一升について幾何下つたかと云ふことは普通の家庭では解らないことが多く物價表に於ける其の値段の高低を直ちに知ることが出ぬ、之れ學校に於ける見當が無駄に頭を苦しめつゝあることは實に氣の毒な位である、見る所に依れば、時間に於ては尺でもメートルでも使ふと云ふ程になると、長もに面倒なことになるが、長もに面倒なことになるが之を一度に改めるとすれば、算術の時間には尺でもメートルでも使ふと云ふ程になると

京都染物同業組合月報

第二百十二號

發行兼編輯人　新野貞愈
印刷人　森本文次郎
京都市東山区清水寺前
發行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第一〇號

左記ノモノ職工徒弟ヲ解約シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

大正十三年六月二十五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員千總左仙工場職工　今井伊之助
〃　本田晋次郎
〃　唐橋東四郎
〃　今井祐次郎
〃　赤城義旭
〃　寺崎正造
〃　山本伊三郎
〃　森本濱吉
〃　北村學之助
〃　中井喜三郎
〃　高木壽吉
〃　杉本岩次郎
〃　小林信藏
〃　内山定次郎
〃　多田長應
〃　鈴木三郎
〃　宮越仙松
〃　伊藤三藏
〃　濱田トセ
〃　小田原マツエ
〃　板倉ミナヨ
〃　櫛部こまつ
〃　田中タツ
〃　高辻登
〃　岸本峰重
〃　足立洋三
〃　横山傳三郎
〃　中川善次郎
〃　西本小太郎
〃　岡本上垣秀雄
〃　不破金次郎
〃　齋藤濟
〃　川浪熊吉
〃　盛谷久吉
〃　西江真三郎
〃　前田巖
〃　眞野松義
〃　田中長松

◆公示第一一號

左記ノモノ組合定款第十六條ニヨリ屋備契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十三年六月二十五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員千總友仙工場職工　田中清八
〃　甲樂城外次郎
〃　西村邪三郎
〃　西村善松
〃　富永岩太郎
〃　富永喜造
〃　山本常吉
〃　今江正次郎
〃　松井兵松
〃　南善藏
〃　富永國男
〃　伊藤安次郎
〃　加納喜作
〃　中島國太郎
〃　横川留吉
〃　山下義勝
〃　横川春
〃　小野松次郎
〃　加納政吉
〃　藤田孫藏
〃　谷口長五郎
〃　井町道次
〃　酒井音吉
〃　眞鍋一產
〃　齋藤兼次郎
〃　青木留吉
〃　藤村茂三郎
〃　山本長三郎
〃　黑田清一
〃　佐々木ヲナ
〃　竹村由太郎
〃　安藤新一
〃　春木榮松
〃　岡田勘治
〃　水野傳二
〃　中原宇市
〃　藤本楠男
〃　小林信藏
〃　川村喜一郎
〃　港甚三郎職工
〃　見島宇一
〃　木村勘兵衛徒弟
〃　岡部卯三郎
〃　友仙染部員安藤吉次郎
〃　刺繍部員　堀部友三郎
〃　友仙染部員大泉禎幸
〃　中村國五郎
〃　小紋染部員渡邊源七

◆公示第一二號

左記ノモノ職工徒弟取締規定第九條ニ抵觸スルモノニ付定款第十七條ニヨリ組合員ニ於テ懲使スルコトヲ停止ス

大正十三年六月二十五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員酒井源三郎徒弟　鎌島榮吉
〃　山神一彌
〃　山本與三吉
〃　辻眞一
〃　梅原榮太郎

◆公示第一三號

徒弟屋備契約年限ヲ終了シ其期間滿行者ト認ムヘキ左記十二名ニ褒賞狀ヲ授與ス此旨公示ス

大正十三年六月二十五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

褒賞狀組

友仙染部員　安藤吉次郎
〃　田中三之助
〃　佐々木民吉
〃　横幕儀三郎
〃　中村與三郎

右ハ徒弟契約以來品行端正ニシテ業務ニ精勵シ能ク後進者ヲ誘導扶掖シテ其本分ヲ盡シ誠實ニ其期間ヲ滿了セシハ他ノ模範トナスニ足ル仍テ本組合ハ定款ノ規定ニ從ヒ茲ニ褒賞狀ヲ附與シ其善行ヲ表彰ス

年月日　組長　中村長三郎

御召再整部員堀井億之丞徒弟　杉本美之助
〃　山口久三郎　田中文一
〃　〃　濱本幸次郎
紋上書部員水谷万次郎　國枝裕吉
〃　〃　岡本傳次郎　笹原ウタ
紋上書部員堀井億之丞　島多豊
〃　〃　北村覺造
紋上書部員初田英一　金本俊藏
友仙染部員初田末吉　平尾榮一
〃　〃　西浦末吉　谷井玉王
〃　〃　近藤寛三郎　鈴木澄雄
刺繍部員　八木竹松　高崎傳
小紋染部員村崎菊次郎

雜錄

◆ナフトール染料に就て

田村生

染法の簡易にして色相の鮮麗なる面して比較的堅牢を特徴とするナフトール染料が、獨逸國グリスハイム、エレクトロン染料會社よりナフトールAS、及フラストスカレフトソルトRと云ふ品目を以て發表せられて以來、其の實用的効果の大なることが世間に喧傳され遂に我國染色界にも用ゐらるゝに至り、今迄の不堅牢なる品種に對し一大骨感を感せしめる樣になつた。然れども今日尚一般にナフトール染料の如何なるものなるかを知らない染色關係業者も少からざれば茲に揭ぐること、す。

此の染料は下漬及び顔色二浴の工程に依て始めて鮮麗なる發色を見るものにして、直接染料酸性染料の如く一浴染には染色し得るものにあらずして目下の所にては植物性纖維（木綿、麻等）に限られて、動物性纖維の染色法の研究は未だ充分に成功して居ない。

最近瑞西に於て之に類似のもの製作せらるゝに至れるを以て價格を低下するの必要あり又運送費高の不完全なる爲め往々染色損耗附けに因難あるを以て注意を要す。

C　販路擴張方法

是等生地に對しては日本機業家が常に米國向上等品の價格高きものを廻産して歐洲市場を輕視する風あり爲に價格が自然品質するは不利なるべし。

（イ）絹業工場案内、見本等により廣告宣傳をなすこと。

（ロ）機械類の改善職工教育の改善に依て製作品を整理統一すること。

（ハ）交織品に對し競爭する必要上價格を低下せしむること。

（ニ）外國に於ては低價なる日本生地物を輸入し之を染色加工し市場に出さんとする傾向あるにより仕上方法に適合する方法を講ずべし日本絹業の將來は一に生地物の販賣如何に依ると云ふべし。

加奈陀

A　羽二重は十二匁以下のものは將來も相當需用あるべし染色品は藍、淺紅色、「ネーグイーグリユー」等は常に多少の需要あれども其他の色物は多く流行遲れとなるを免れず故に當地方商人は近來大に發達しつゝある「ナイヤガラ」地方の染色加工品を歓迎する傾向あり。

B　富士絹は價格低廉なる點、洗濯の利く點に於て近來賣行き良きも縞物は流行の變遷ありて販賣に不利なる場合あり又五割安の特惠稅率の利益を享くる英國產「スパツ、シルク」の競爭を受け多少の影響を蒙りつゝあり。

C　絹紬は廉價と耐久力との故を以て何國の絹織物も追隨するを許さず男女子供服「シヤツフ」「パヂヤマ」女の勝手着等に廣く使用され賣行極めて良好なり支那產の競爭あれども支那產は不統一にして又多量の漂白劑を使用し爲の文脈ありて別大部分より

影を潜しつゝあり。

右三品は實用品なるの關係上甚だしく價格の騰貴せざる限り將來とても需用の激減を來すが如きことなかるべし但し販路を維持擴張せんと欲せば左の點に注意を要す。

（イ）羽二重は相場の騰貴甚しきに依り商人は取引に安固なる能はず故に其の相場の變動多少なからしむるを要す。

（ロ）色物は佛國染色工場の規模小なる爲めか注文通りの色合出來ず又製品不整一の缺あるを以て現今瑞西に行はるゝ如き大規模なる共同染工場を設置せば製品の改良に資する一端たるべし。

二、本邦產錫增品及紡績絹糸又は綿糸を一部に代用して製織せる各種變り織物類は貴地市場に表はれ居るや並に之に對する批評及其將來如何。

伯國

本邦產錫增量品は未だ當市場に注付を受けたる見本を當業者に示して其意見を叩きたるに佛國產品に匹敵する良品たることを認むるも伯貨基落關稅高率其他取引上の不便あり遂んで輸入すること能はずと語れり。

埃及

未だ市場に表はれ居らず然れども純粹製品より廉價なる點に於て將來有望なりと思はる。

南阿

未だ市場に表はれず尤も兩三年前一時錫增量の試織品市場に表はれたることあるも當時英佛より戰爭用の殘品破格の廉價を以て多量に賣出されたる爲め忽ち駆逐せられたり。

瑞西

本邦錫增量品及紡績絹糸又は綿糸を一部に代用して表せる各種變り物は到底外國市場に於て競爭するの位置にあらず蓋し染色模樣附に不便なるのみならず日本の製作法未だ極めて

歐州に於ては是等の所謂「變り織物」を以て日本の綿絹糸に對抗せんとするを以て其改善發達に全勢力を傾注しつゝあり。

加奈陀

A　本邦產錫增量品は未だ當地方に現れ居らず由來本邦品は「クレープデジン」「クロセツト」等の仕上に於て到底、佛、瑞、國製品の如く優美ならざるも佛、瑞品の如く錫增量なき爲め洗濯の利く點永保ちする點に於いて下着として歓迎せられ居るに依り、此の特長を失はずやと當業者は憂念し居れり。

B　紡績絹糸又は綿糸を一部に代用して製織せる各種變り物は當地市場に多少現はれ居るも歓迎せられず由來「日本シルク」は綿絹なるの印象深く以て其特長を維持せる關係上是等の交織物は極めて良ならざる傾り寧ろ從來の來邦品の價格を騰する虞あり且是等の品は當國に於て生產を增し來るのみならず英米の技術の優秀なる競爭國あり本邦品の入る餘地は多からざるべし

用材土佐產
友仙染器具一切
其他
建築請負
下京區岩上通錦小路上ル
本店　瀧澤商店
同千本通二筋西綾小路下ル
工場　㊂工場
特別安價
ゆうぜんせう板
廣狹望次第

發行兼編輯人　高谷復次郎
印刷人　森本文次郎
發行所　京都市祇園通竹屋町下ル
京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

© Kyozomekai

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報附錄

第二百十二號

本紙に掲載せる農商務省令第八號に基き政府の意見を確め置く必要上大阪檜且染料同業組合は農商務省へ出頭し工務局長代理寺尾書記官佐々木事務官に就き質問應答せし事實は左の通りなりと報告せられたり當組合の何れも本件に關し講究しつゝある際特に報告す

大正十三年農商務省令第八號説明

問一　大正十三年農商務省令第八號第二條に於ける通商航海條約とは如何なるものに哉

答　別紙日英通商航海條約第七條並に日佛通商航海條約第六條參照せられたし

（イ）日英通商航海條約第七條文

（ロ）日佛通商航海條約第六條文

日佛並に日伊兩國に對する通商航海條約に依り第二條第一項の各國内にて製造せらるゝものに就ては如何なる染料伸間物も自由に輸入する事を得

問二　農商務省令第八號染料輸入許可實施に關し基準となる可き次の事項を差支なき範圍に於て公表せられたし

（イ）内地製産染料名並に數量入覽表

（ロ）前項記載の内地製産染料消費年額（豫想）

（ハ）内地に於て消費せらるゝ主要染料一覽表

内地製産染料名並に數量及其の消費高並に主要染料の内地消費豫想額は追而公表の運びに到る可し

問三　獨逸賠償染料輸入拂下げに關する今後の方針に付意のある所を漏されたし

答　將來の獨逸賠償染料に關する事は大藏農商兩當局者協議の上決定する事に付單獨にて答辯出來ず

問四　瑞西、米國の兩染料製造國は省令第八號第二條第一項に依り自由に自國内の製造に係る染料並に伸間物を輸入し得るとせば本省合は根底より其精神を破壊せられ有名無實の省令とならんが如何なる對成算なる哉

答　元來本省合は染料市場の安定と平和時に於ける本邦化學工業の中軸たる色素工業の健全なる發達を期する趣旨のもとに公布せるものに付獨逸間の瑞西、米國其の他の製産品が無制限に輸入せられ不當競爭の行はるゝ如き場合には本令の趣旨を沒却するものなれば當局としても又相當の對策を講ずる事なしとい云へからず

問五　内地製産量のみにて供給不充分なる場合には輸入を許可する方針なり哉

答　集計的に毎月發表して可なり

問十三　内地産染料にては不適當なる染色に對しても原則として禁止せる染料の輸入は絶對に許可せざる方針に哉

答　若し然りとせば産業上由々數支障を感さん

問十四　瑞西、横濱兩輸入港所在の申請者の許可比率は從來の輸入比率に準じ按分するに哉、尚從來の各自の輸入數量を參考とする哉

答　第九第十の場合と同樣なり

問十一　神戸、横濱兩輸入港所在の申請者の許可比率は從來の輸入比率に準じ按分するに哉、尚從來の各自の輸入數量を參考とする哉

答　適當の方法に依り實情を調査の上其に必要缺ぐ可からざるものは（染色業者の便宜上）消費者の便宜の爲めに隨時許可す

問十二　米國に於ける樣輸入許可せる染料名並に數量は毎月末に公表する哉

答　集計的に毎月發表して可なり

問七　原則として禁止せる内地製産染料の最高値段を公定公表せらるゝ哉

答　公定相場を作る事は不可能なるも市價の變遷は時々發表して可なり

問八　輸入許可を見込み輸入せる商品の陸上げ保税入庫は自由なり哉

答　保税倉庫は外國と見做すべきものなれば何品に限らず入庫自由なり

問九　限定せる數量の同一商品を輸入商より同時に輸入許可申請せる場合は如何なる比率に依り公平を期する哉

答　輸入を許可するものは本邦にて製産する以外のものなるを以而右樣の變更になし

問十　輸入商品に依りては其の輸入時期が自ら定り居るものあり斯る商店は一ヶ年分を一時に輸入申請する事あらんが如何なる方針にて許可する哉

答　第九の質問同樣輸入を許可するものは内地にて製産する以外のものに付何等制限なし

問十一　神戸、横濱兩輸入港所在の申請者の許可比率は從來の輸入比率に準じ按分するに哉、尚從來の各自の輸入數量を參考とする哉

答　第九第十の場合と同樣なり

問十二　米國に於ける樣輸入許可せる染料名並に數量は毎月末に公表する哉

答　集計的に毎月發表して可なり

問十四　内地製産量の調査の上其に必要缺ぐ可からざるものは（染色業者の便宜上）消費者の便宜の爲めに隨時許可す

問十三　内地産染料にては不適當なる染色に對しても原則として禁止せる染料の輸入は絶對に許可せざる方針に哉

答　若し然りとせば産業上由々數支障を感さん

問十一　神戸、横濱兩輸入港所在の申請者の許可比率は從來の輸入比率に準じ按分するに哉、尚從來の各自の輸入數量を參考とする哉

答　適當の方法に依り實情を調査の上其に必要缺ぐ可からざるものは（染色業者の便宜上）消費者の便宜の爲めに隨時許可す

問十二　米國に於ける樣輸入許可せる染料名並に數量は毎月末に公表する哉

答　集計的に毎月發表して可なり

問十四　内地製産量の調査の上其に必要缺ぐ可からざるものは（染色業者の便宜上）消費者の便宜の爲めに隨時許可す

問十三　内地産染料にては不適當なる染色に對しても原則として禁止せる染料の輸入は絶對に許可せざる方針に哉

答　若し然りとせば産業上由々數支障を感さん

問十一　神戸、横濱兩輸入港所在の申請者の許可比率は從來の輸入比率に準じ按分するに哉、尚從來の各自の輸入數量を參考とする哉

答　適當の方法に依り實情を調査の上其に必要缺ぐ可からざるものは（染色業者の便宜上）消費者の便宜の爲めに隨時許可す

世上往々ナフトリンなりと云ふ非難を受けける場合と、少量の差のある事を知り清及び脱色に於けるを要するため、少量然不経済なる結果今着し大量に染色的に数十回染色し適するごとくなるに染工程をなさん色料を計算して所の必要なるは勿論夜以上貯蔵する様に思はるゝたるのみを準備する下漬から脱色下漬液と混じな脱色したる場合又下漬したる絶を生ずる恐があ概してナフト浸し操作後一度操り入れ、水洗て水洗乾燥する程を通じて約一色彩を得るもの然るにアリ赤は、染料その染色工程中、械の装置と、無にして高価らず、又不上を受ける。尚設備なき山間至難である。

之れに反し下漬剤及び脱を得らるゝ特現今ナフトー

答 獨逸製産品を第二條第一項の各國より自國製品として輸入するが如き場合に對する取締方法は目下考究中

問 十八

原則として輸入を禁止せるものに該當する獨逸貯蔵品を第二條第一項の各國より輸入するを得る哉

答 日英、日佛、両通商航海條約に明かなる通り當該國の製産に係る商品の通商に限り有効なるものなるを以て獨逸國製産品なる貯蔵品には適用せず

問 十九

省令第一條に基き輸入許可を受けたる商品が輸入陸上げせられたる時再び屑出の必要あり哉

答 實際輸入せる時は農商務省令第八號第三條に依り農商務大臣に輸入屑を提出すべし

問 二十

規定の三ヶ月以内に指定の通關港に到着せざる場合期限延長許可申請は便宜上所轄税關又は地方廳にて取扱ふ哉

答 申請當初より豫知出来るものは申請と同時に適當の延期を屑出するも宜し然し總べての屑出は農商務大臣に爲す可し

問 二十一

内地製産品にして充分内地の需要を満し更に不便を感せざる優良國産品に對し原則として輸入禁止品目中に追加の意なき哉

答 調査の上充分の生産ありと認めらるゝものは追加す

問 二十二

三井、三菱、高田、大倉組、鈴木、野澤組、岩井の七大輸出入商店が昨夏組織せる貯蔵品一手引受けシンジケート團に今後輸入する獨逸貯蔵染料の拂下げを爲すとの噂なるが事實に哉

答 昨夏計畫せられたる事ありしも染料に就てにはあらず染料に就ては如斯事實なし

問 二十三

主要染料年額消費高調査並に原則として輸入を禁止又は制限する染料の生産額の調査及其決定等省令第八號の實施と須要なる事項の取捨決定に對し官民合同の委員會を組織する計畫なき哉若しありとせば斯界に於て尤も重要なる大阪繪具染料同業組合を御考慮の裡に置かれたし

尚近く染料並に仲間物の關税改正あるべしとの噂なるが右に對しても本組合を諮問機關と認められ相當御活用せられたし

答 本令の運用に關し諮問機關の如きものを作る事は望ましき事なれど其組織は大いに講究を要す

©Kyozomekai

佐々木安次郎　井上　四郎　鶴田　美一
鈴木鉄次郎　大谷　理一　佐々木秀次郎
中島　清子　筑山　清風　森　正男
深田久次郎　村上　喜一　栗原栄一郎
渡邊　四郎　竹島初太郎　三上　權吉
門谷　源七　阪口　重信

衰

清川駒次郎　西野　明
小川五次郎　大竹　芳一
平井　清吉　西村吉太郎
窓木　喜一　鶴谷　サク
田淵金五郎　大村　興次
杉本藤之助　鷲巣菊太郎
寺田　春雄　北島　勝藏
大江　春三　伊東栄太郎
中野鶴次郎　西方友次郎
田淵金五郎　大村　興次
杉本藤之助　鷲巣菊太郎
寺田　春雄　北島　勝藏
大江　春三　伊東栄太郎
中野鶴次郎　西方友次郎
谷　寅次郎　加藤　福三
竹中　八三　中島善一郎
淺岡喜八郎　中島　數一
井上栄太郎　竹貝　栄
池邊吉太郎　美倉　久吉
山根　鉄　竹貝　栄
南　四之助　高田　信一
山口　喜一　中井　宅次
相原　清太郎　丸山　要
岸本　一郎　上和田健吉　永
黒川鶴次郎　淺田　伊三
阪野　權作　三家　久吉
藤口藤次郎　寺阪貞次郎　戸浦　栢郎
杉本　貞吉　北村　弘三　鳩　勇次郎

市長告辭

京都染物同業組合ガ茲ニ紋模様糊置部第十七回徒弟競技會開カレ本日其褒賞授與式ヲ擧行セラレ一斯業興隆上誠ニ慶賀ニ堪ヘナイトコロデアリマス

顧フニ本業ハ模様ニ負モ關係ノ深イ業務デアリマレテ之ト工ノ優劣如何ハ直チニ京染ノ聲價ニモ大ノ影響ト及ホスモノデアリマス

諸君ハ克ク今ノ結果ニ鑑ミ將來一層技工ヲ洗鍊ニ向上ニ努力セラレンコトヲ切望シテ止マナイ次第デアリマス

京都市長　馬淵鋭太郎

會頭告辭

京都染物同業組合ハ本日ヲトシ紋模様糊置部第十七回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラル誠ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ

惟フニ比較ハ優劣ヲ判シ優劣ハ競爭ヲ來タシ競爭ハ改良ヲ促シ改良ハ終ニ發達ヲ生ム競技會ノ産業發達ニ貢スルヤ大ナリト云フヘシ本組風ニ茲ニ留意スル所アリ染色技工各部競技ヲ開キ優秀ナル徒弟ノ養成ニ努力セラル其勞マコトニ多トスヘシ

希クハ諸君審査員ノ教示ニ遵ヒ各自ノ成績ニ鑑ミ刻苦研鑽シ以テ本市斯業ノ聲價ヲ益々發達スルニ努力セラレンコトヲ式ニ臨ミ蕪言ヲ述ヘテ告辭トス

大正十三年五月一日

京都商業會議所會頭　濱岡光哲

答辭

當紋模糊置部ハ本日ヲトシ第十七回徒弟競技會褒賞授與ノ式典ヲ擧ケラルニ當リ貴賓各閣下ノ御臨場ヲ辱シ且ツ懇篤ナル訓示ヲ給ハリ尚ホ商業會議所ヨリ賞金ヲ賜ハル生等幸ヒニ其末席ニ列シ此光榮ヲ浴スルニ至ル財來益々奮勵シ以テ將來ノ大成ヲ期シ本日ノ光榮ニ酬ユルアラン「ヲ一言以テ答詞トス

大正十三年五月一日

受賞者總代　田村清太郎

◆形彫部受賞者人名左の通り

一等賞
北村源太郎　高橋　重次　藤村　篤次
櫻田佐太郎　西村金三郎　川端　英三
伊藤シヲ子

二等賞
山城　源藏　伊藤　春雄　澁下　重雄
佐藤　久吉　吉田　正一　大杉清次郎
吉田芳太郎　伊藤　廣義　味岡文太郎
石原　清一　長瀬　政一
松田　友一　鈴木　房男
河村光三郎　米田　栄利　伊原　朝一
不田　清治

三等賞
小市　一二　鎌倉　留吉　小林　芳雄
金谷　七郎　伊藤信三郎　伊藤重太郎

衰

村木　秀次　鶴田一六郎
中野　秀吉　吉田孝二郎　武田藤次郎
古川　二郎　鈴木　昌造　梅原貞次郎
服部　一造　伊東　枝一　岩田　庄七
水木貞次郎　岩塚　正義　高木　清
伊藤　實　吉田　與市　瀧野　眞作
平野種次郎　大畑　健一　原　登喜男
長井　喜一　野崎貞次郎　北村　六治
戸波藤四郎　鈴木　由吉　佐野　安吉
市川　清一

狀

西村　信一　上田宗次郎　岡本　常友
矢川　益三　若林　與作　水上　弘文
石原　栄一　森崎　才弼　木津　栄造
河村　七藏　伊藤　吉夫　橋本善太郎
井守　末吉　吉川　鮮三　上島　清
山城　金藏　藤登常次郎　太田　藤吉
毛利牧太郎　樋口六三郎　松見　純三
岩田　一雄　笠木　吟一　新田　政一
岩田　一雄　宮田　正夫　山中鶴太郎
橋本喜三郎　芦島喜一郎　橋本　金二
安井　友保　一瀬　一雄　杉野　和七
植木　利雄　鳥山　秋光　岩垣　清助
中西　忠治　森　彌市　三輪　義男
横田　藤吉　佐藤京次郎　長郎　長郎
内藤　利一　樋口　信一　中村　徳治
中山　元治　宮原　產二　前谷　修一
川端　富夫　奥田　光造　新
大浦　政雄　宮原　實

市長告辭

拘々諸氏ガ從事サレテ居リマス形彫業ハ染物加工上最モ重要ナル業務ノ一デアリマス就中友禅染トハ最モ密接ナル關係ヲ有シテ居リマシテ染料ハ最モ密接ナル關係ヲ有シテ居リマシテ染料ハ最モ密接ナル關係ヲ有シテ居リマシテ染料

金拾參圓參拾五錢
金四圓四拾錢
金參拾壹圓參拾錢
金百五拾圓參拾四錢
金四拾八圓
金參拾四圓貳拾錢
金四拾壹圓貳拾九錢
差引金拾四圓四拾貳錢

大正十三年度部經費收支豫算

一金參百〇七圓〇四錢　入總額
内譯
金貳百貳拾貳圓六拾貳錢　部經費等総額
金七拾圓　補助金
金拾四圓四拾貳錢　前年度繰越
一金參百〇七圓〇四錢　支出總額
内譯
金貳拾圓　事務費
金拾圓　印刷費
金參拾圓　會議費
金百五拾圓　幾技會費
金參拾六圓　雇人給料
金貳拾九圓四錢　雑費

賦課法

一等年賦四拾八錢　二等年賦四拾五錢
三等〃貳圓貳拾八錢　四等〃壹圓七拾六錢
五等〃壹圓貳拾八錢　六等〃　八拾貳錢

◆同業組合法の改正準備　農商務省に於ては目下對外貿易轉換策として奢侈品の輸入制限と粗製品の輸出制限とに就ての對策を講究中である由なるが其第一策として重要物産同業組合法の改正を企圖し種々の研究を進めつゝあるが其改正の要點とする處は同業組合に對し組合經費强制徴收權を賦與し以て其活動の財源を與へ徹底的に同業組合所屬員製造の製品々質を改良統一せしめ外國市場に於ける販路を開拓せんとするものであつて政府は之に適當する保護奬勵策を講じようとするのであると云ふ

◆染料輸入制限　政府は外國染料の輸入に制限を加へ左の如く農商務省令を以て發表せられたり之れ或は内地製染料の保護を加ふる上に於て適當の政策たるべしと雖も染料使用者たる染

製染料は外國品に比し品質不良なるは勿論價格亦低廉ならざれば從來餘り歓迎せられざる處なりしも今後は外國產のものを自由に使用し得べからずとすれば斯かる品種のものにて忍ばざるべからず一方外國品に對しては染料商人は之を機會とし價格引上げ策を講ずるは勿論なるべければ染業者は今後只相互間の競爭を改め原價相當の染工賃を得るに力むより外致方なかるべし

農商務省令第八號

染料ノ輸入許可ニ關スル件左ノ通定ム

大正十三年六月七日

農商務大臣子爵　前田利定

染料ノ輸入許可ニ關スル件

第一條　當分ノ内左ニ掲クル物品ヲ輸入セムトスル者ハ別ニ定ムル手續ニ依リ豫メ農商務大臣ノ許可ヲ受クヘシ但シ獨逸國トノ平和條約賠償條項ニ依リ受領スル物品ニ付テハ此ノ限ニ左ラス

一　コールタール染料

二　コールタール分溜物ヨリ誘導シタル化學的生成品（醫藥及石炭酸ヲ除ク）

第二條　前條ノ規定ハ通商航海條約ニ抵觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セス

前項ノ場合ニ於テ前條ノ物品ヲ輸入スル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ輸入手續ヲ爲スヘキ稅關ニ提出スヘシ

一　製造者ノ氏名又ハ商號及住所
二　製造地
三　品名
四　數量

前項ノ書面ニハ其ノ物品ノ製造地、仕入地若キハ積出地ノ帝國領事館、帝國領事館ナキトキハ其ノ地ノ稅關其ノ他ノ官廳公署又ハ商業會議所ノ證明アルコトヲ要ス

第三條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ物品ヲ輸入シタルトキハ遅滯ナク之ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

第四條　第二條第二項ノ規定ニ依リ輸入シタル者ハ遅滯ナク其ノ物品ノ商品名及通稱又ハ學名、濃度、數量、關稅込到着見込價格並製造者名ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

第五條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ許可ノ日ヨリ三箇月以内ニ其ノ物品ヲ輸入スヘシ

農商務大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限リ前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

第一條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ期間内ニ其ノ物品ヲ輸入セサルトキハ第一條ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第六條　第一條ノ規定ニ違反シテ輸入シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前第一條ノ許可ヲ受クヘキ物品ノ注文ヲ發シタル者本令施行後二週間以内ニ別ニ定ムル手續ニ依リ之ヲ農商務大臣ニ屆出ツタルトキハ本令施行ノ日ニ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二條第二項ノ規定ニ依ルヘキ者本令施行前其ノ物品ノ注文ヲ發シタルトキハ本令施行後二週間以内ニ其ノ物品ノ商品名及通稱又ハ學名、濃度、數量、關稅込到着見込價格並製造者名ヲ農商務大臣ニ屆出ツ且本令施行後三月以内ニ之ヲ輸入スル場合ニ限リ農商務大臣ノ交付スル屆出證明書ヲ以テ第二條ノ書面ニ代用スルコトヲ得

第一條第一號若ハ第二號ノ物品ニシテ本令施行ノ際現ニ保稅地域ニ在ルモノ又ハ本邦ニ向ケ輸送ノ途ニ在ルモノヲ輸入セムトスル者ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

大正十二年度五月以降六ケ月間の間催に係る組合補習學校の成績報告は左の通り入學數の割合に修業證授與者の少なきは業務繁劇を加ふるに隨ひ雇主の都合上中途退學せしひもの多きため自然減少し其中更に試驗を行ひ之に合格せしものゝみに授與する結果甚だしき結果を示せり

大正十二年度染物補習學校報告

甲組之部

授業日數　一三六日
入學見童數　一四九名
見童出席延人員　一、七四二人

此の内修業證授與者左の通り

西村重昌　落合辰次郎
能勢勝次　倉田國安
林愛十郎
田中莊太郎
中川成太郎
大野針重　森庄太郎
藤竹治郎　高木象治
山崎重正　伊藤文吉
中島慎一　佐藤正八郎
今井忠三　篭下勇作
佐橋利之　濱田昌次
林由松　松岡佐一
乙組之部
授業日數　一三六日
入學見童數　二〇六名
見童出席延人員　二、六五〇人

此の内修業證授與者左の通り

大塩鹿之助

京都染物同業組合月報
第二百十三號
登行兼編輯人　曽野良恵
印刷人　森本文次郎
京都市新橋通竹屋町下ル
登行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第十四號

左記ノモノ職工徒弟取締規定第九條ニ抵觸スルモノニ付定款第十七條ニヨリ組合員ニ於テ懲使スルコトヲ停止ス

大正十三年七月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙部員　松浦勇次郎職工
〃　〃　門司敬司
〃　〃　永田勇
〃　〃　小田原マツエ
〃　〃　加藤アイ
〃　〃　山田清
〃　〃　高橋宗一
〃　〃　田中增次郎
〃　〃　山本太作
〃　〃　谷口清三
〃　〃　小林榮次郎
〃　〃　谷口彌三郎
〃　〃　内藤良耕
〃　〃　脇山博三
〃　〃　門馬俊次郎
〃　〃　小林榮次郎徒弟
〃　〃　脇山博三
〃　〃　大西宗平
〃　〃　中島政次郎
〃　〃　大久保繁吉
〃　〃　碇留吉
〃　〃　高橋高市
〃　〃　寺島五兵衛
〃　〃　池田末吉
〃　〃　村上正喜
〃　〃　門善太郎
〃　〃　中村彌三郎
〃　〃　山王脇三
〃　〃　齊藤直
〃　〃　村井隆
〃　〃　山本太作
茶染部員　畑清次郎

◆公示第十五號

左記ノモノ職工徒弟取締規定第十六條ニヨリ解除セリ

大正十三年七月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部員　松浦三郎職工
〃　〃　北村勝次郎
〃　〃　大橋孝吉
〃　〃　古川一
〃　〃　永田勇
〃　〃　今田文次郎
〃　〃　藤本始二
〃　〃　西脇德次郎
〃　〃　正木林藏
茶染部員　高野次郎
〃　〃　山本太作
綿製部員　野口次郎
〃　〃　猪俣
〃　〃　原孫
友仙部員　脇山博三
〃　〃　岡部義澄

◆公示第十六號

左記ノモノ職工徒弟取締規定第九條ニ抵觸スルモノニ付定款第十七條ニヨリ組合員ニ於テ懲使スルコトヲ停止ス

大正十三年七月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙部員　猪俣保吉徒弟
〃　〃　原孫
〃　〃　山寺象太郎
〃　〃　上野勝作

雜錄

◆度量衡の統一　度量衡法改正本月一日より實施せられしものなるが其換算法は是迄數々月報紙上に掲載參考に資せし事あるが之れが改正の理由として京都府權度課長小橋茂氏は關係組合の幹部を召集し之れが說明をなしたる要項左の如し

度量衡法ハ大正十年四月十一日發布法律第七十一號ヲ以テ改正セラレ、其實施ノ期日ハ勅令ヲ以テ直チニ公布ノ筈ナリシモ成準備ノ爲ニ遷延二ケ年ヲ經テ漸ク去五月十五日附勅令（第百十六號、第百十七號）ヲ以テ公布セラレ、來ル七月一日ヨリ實施スルコトヽナレリ。

右改正ノ要旨ハ、其ダ復雜ナル從來ノ度量衡（尺貫法、ヤード、ポンド法、メートル法）ヲ統一シテメートル法專用トナスニ在リ。

抑モ此ノ統一問題ハ吾々斯界ニ在リタルモノニハ隨分永キ問題ニシテ、現行法ノ發布當時即チ明治廿四年ニ於テモ盛ンニ論議ヲ費ヤシタルモノト傳ケリ。當時當局者ニハ早晩メートル法ニ統一セラルヽコトヲ豫想シテ基本及原器ヲメートルニ定メントセリ。然ルニ同法案ノ議會ニ出ントスルヤ、外國ノ基本原器ヲ日本ノ法律上ニハ表ハスハ面白カラズ等ノ議論モ出テ、爲ニ基本トシテハ尺貫ヲ以テシ、原器ニハ一ッノ（棒内容ハ一メートルノ原器）ナド故稱シタリ。此ノ時ニ當ツテ英國式ノヤードポンド法ハ法律上ニ於テハ公認ノ考ヘナカリシガ如シ。而モ學術、工業、運輸、海軍等ニ於テハ規範ヲ英米國ニ採リツヽアリタル時代タリシヲ以テ、インチ、ヤード、ポンド等ヲハ絶對ニ禁止スル事能ハズ止ナク默認ノ形チニ放任シタリ。然ルニ商工業ノ漸次發盛トナルト共ニ亦此ノ默認ノ無檢定ノ英國式益々跋扈スルニ至リ、反ラ法定ノモノヲ壓倒スル如キ觀ヲ呈シタルヲ以テ途ニ去ル明治四十二年ニ至リ之ヲ公認シテ其檢定及取締ノ途ヲ講ジタヽ今日ニ至レルモノナリ。

然ルニ歐洲戰爭世界ノ大動亂ガ獨リ我ガ邦ノ度量衡ノミナラズ世界ノ度量衡ヲ統一スルノ氣運ヲ醸成シタルモノヽ如シ。ヲハ他ナラズ各聯盟國ガ各々系統ヲ異ニシタル度量衡ヲ用ヒ居リタル爲ニ戰爭ニ於テモ非常ニ不利益ヲ蒙リタリ。其ノ一例ヲ擧クレハ英國ノ大砲ニハ佛蘭西ノ彈丸ヲ用フルコト能ハス、佛國ノ軍艦ニハ英吉利ノ大砲ヲ載スル事能ハズ、夫レガ爲ニ殆ント機械器具ニ付テハ英佛共通聯盟ノ目的ヲ達スルコト能ハナリシト云ヘリ。

當時日本ニ於テモ之ニ鑑ミ第四十議會ニ於テ軍

度量衡法改正ノ理由

部民間ヲ通ジテ、其ノ他ノ官廳ノ職員ニ至ルマデ、其ノ他ノ官廳ノ職員ニ至ルマデ、其ノ他ノ官廳ノ職員ニ至ルマデ

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報附錄

第二百十二號

本紙に掲載せる農商務省令第八號に基き政府の意見を確め置く必要上大阪檜具染料同業組合は農商務省へ出頭し工務局長代理寺尾書記官佐々木事務官に就き質問應答せし事實は左の通り なりと報告せられたり當組合の何れも本件に關し講究しつゝある際特に報告す

大正十三年農商務省令第八號說明

問一　大正十三年農商務省令第八號第二條に於ける通商航海條約とは如何なるものに哉

答　別紙日英通商航海條約第七條並に日佛通商航海條約第六條參照せられたし

（イ）　日英通商航海條約第七條文

（ロ）　日佛通商航海條約第六條文

日佛並に日伊兩國に對する通商航海條約に依り第二條第一項の各國内にて製造せらるゝものに就ては如何なる染料仲間物も自由に輸入する事を得

問二　農商務省令第八號染料輸入許可實施に關し基準となる可き次の事項を差支なき範圍に於て公表せられたし

（イ）　内地製產染料名並に數量一覽表

（ロ）　前項記載の内地製產染料消費年額（豫想）

（ハ）　内地に於て消費せらるゝ主要染料一覽表

答　内地製產染料名並に數量及其の消費高並に主要染料の内地消費豫想額は追而公表の運びに到る可し

問三　獨逸賠償染料輸入拂下げに關する今後の方針に付意のある所を漏されたし

答　將來の獨逸賠償染料に關する事は大藏農商兩當局者協議の上決定する事に付單獨にて答辯出來ず

問四　瑞西、米國の兩染料製造國は省令第八號第二條第一項に依り自由に自國内の製造に係る染料並に仲間物を輸入し得るとせば本省令は根底より其精神を破壞せられ有名無實の省令とならんが如何なる御成算なる哉

答　元來本省令は染料市場の安定と平和時に於ける本邦化學工業の中堅たる色素工業の健全なる發達を別する趣旨のもとに公布せるものに付御質問の瑞西、米國其の他の製產品が無制限に輸入せられ不當競爭の行はるゝ如き場合には本令の趣旨を沒却するものなれば當局としても又相當の對策を講ずる事なしといふべからず

問五　内地製產量のみにて供給不充分なる場合には輸入を許可する方針なり哉

答　原則として禁止せる染料に對しては内地に於ける製產數量にて供給し得る事や精査の結果確認せるも萬一不足して市價の騰貴する如き場合には輸入を許可す尙輸入を許可せるものは公表す

問六　原則として輸入禁止せる内地產染料が非常識の暴騰を來せる場合市場の平穩を保持する爲め其製造家其他に對し如何なる取締を爲す哉

答　右樣の憂は發生せざるものと確信するも萬一製造家並に販賣業者の無自覺に依り生じたる場合には直ちに輸入を許可して之を調節す即ち之の場合には支那等の隣接市場より直ちに轉送せらるゝ見込なれば抑止し得るものと思考す

問七　原則として禁止せる内地製產染料の最高値段を公表せられたしと哉

答　公定相場を作る事は不可能なるも市價の變遷は時々發表して可なり

問八　輸入許可を見込み輸入せる商品の陸上げ保稅入庫は自由なり哉

答　保稅倉庫は外國と見做すべきものなれば何品に限らず入庫自由なり

問九　限定せる數量の同一商品を輸入商より同時に輸入許可申請せる場合は如何なる比率に依り公平を期する哉

答　輸入を許可するものは本邦にて製產する以外のものなるを以而右樣の憂更になし

問十　輸入商品に依りては其の輸入時期が自ら定り居るものあり斯る商店は一ケ年分を一時に輸入申請する事あらんが如何なる方針にて許可する哉

答　第九の質問同樣輸入を許可するものは内地にて製產する以外のものに付何等制限なし

問十一　神戸、横濱兩輸入港所在の申請者の許可比率は從來の輸入比率に準じ按分するに哉、尙從來の各自の輸入數量を參考とする哉

答　第九第十の場合と同樣なり

問十二　米國に於ける樣輸入許可せる染料名並に數量は毎月末に公表する哉

答　集計的に毎月發表して可なり

問十三　内地產染料にては不適當なる染色に對しても原則として禁止せる染料の輸入は絕對に許可せざる方針に哉

答　若し然りとせば產業上由々敷支障を釀さん

適當の方法に依り實情を調査の上其に必要缺ぐ可からざるものは（染色業者の便宜上）消費者の便宜の爲めに隨時許可す

問十四　關稅價格の査定標準は積出し國又は買入地の仕入値段に運賃並に諸掛關稅を込めたるものか或は内地製產原價を標準として査定せらるゝに哉

答　關稅込價格の標準は獨逸最底敵賣價格に（賠償委員會調査の）運賃諸掛並に三五％の關稅を加算せる價格を大體に於て標準とする方針なり

© Kyozomekai

© Kyozomekai

世上往々ナフ
なりと云ふ非難
ける場合と、少
る差のある事を
法及び顔色に於
を要するため、
然不無済なる結
今著し大量に染
的に數十回染色
適するこゝなる
に染工程をなす
色剤を計算して
の必要なるは勿
夜以上貯蔵する
様に思はるゝた
るのみを準備す
下漬から顔色
下漬液と混じな
顔色したる場合
又下漬したる場
を生ずる恐があ
概してナフト
浸し操作後一
操り入れ、水
て水洗乾燥す
程を通じて約
色彩を得るも
然るにアゾ
赤は、染料そ
染色工程中、
械の装置と、
雇にして高價
らず、又不上
を受ける。尚
設備なき中間
至難である。

問　十五
委托品として輸入せらるゝもの、關税の價格見積は如何すべ
き哉
答　十四の場合と同一に處理せば可なり
問　十六
英、佛、瑞、米等の製品は省令第八號第二條の規定に據る時
は單に原產地證明書を付し輸入後屆出すれば宜しき哉
然りとせば事實上制限を受くる事なきに等しからず哉
答　右は前以て輸入許可申請の必要なく只輸入陸上げせる時遅
滯なく輸入屆を農商務大臣に提出すべし
問　十七
賠償品以外の獨逸製產品を自耳義、瑞西、佛蘭西、其の他省
令第八號第二條の國より再輸出せる場合には如何取締らるゝ
哉
答　獨逸製產品を第二條第一項の各國より自國製品として輸入
するが如き場合に對する取締方法は目下考究中
問　十八
原則として輸入を禁止せるものに該當する獨逸賠償品を第二
條第一項の各國より輸入するを得る哉
答　日英、日佛、兩通商航海條約に明かなる通り當該國の製產
に係る商品の通商に限り有効なるものなるを以て獨逸國製
產品なる賠償品には適用せず
問　十九
省令第一條に基き輸入許可を受けたる商品が輸入陸上げせら
れたる時再び屆出の必要あり哉
答　實際輸入せる時は農商務省令第八號第三條に依り農商務大
臣に輸入屆を提出すべし
問　二十
規定の三ヶ月以内に指定の通商港に到着せざる場合期限延長
許可申請は便宜上所轄稅關又は地方廳にて取扱ふ哉
答　申請當初より豫知出來るものは申請と同時に適當の延期を
屆出するも宜し然し總べての屆出は農商務大臣に為す可し
問　二十一
内地製產品にして充分内地の需要を滿し更に不便を感せざる
優良國產品に對し原則として輸入禁止品目中に追加の意なき
哉
答　調査の上充分の生產ありと認めらるゝものは追加す
問　二十二
三井、三菱、高田、大倉組、鈴木、野澤組、岩井の七大輸出
入商店が昨夏組織せる賠償品一手引受けシンジゲート團に今
後輸入する獨逸賠償染料の拂下げを為すとの噂なるが事實に
哉
答　昨夏計畫せられたる事ありしも染料に就てにはあらず染料
に就ては如斯事實なし
問　二十三
主要染料年額消費高調査並に原則として輸入を禁止又は制限
する染料の生產額の調査及其決定等省令第八號の實施と須要
なる事項の取捨決定に對し官民合同の委員會を組織する計畫
なき哉若しありとせば斯界に於て尤も重要なる大阪繪具染料
同業組合を御考慮の理に置かれたし
尚近く染料並に仲間物の關稅改正あるべしとの噂なるが右に
對しても本組合を諮問機關と認められ相當御活用せられたし
答　本令の運用に關し諮問機關の如きものを作る事は望ましき
事なれど其組織は大いに講究を要す

例令大阪繪具染料同業組合の如く有力なる商人と製造家と
を含みて公平なる意見を立つるその設は大いに傾聽に値す
れど其の他の單に商人のみの組合製造家のみの組合のごき
はその意見一方に偏し易く公平を期する能はざるを以て之
國的に大阪組合の如きもの、出現するを熱望す
附
尙平野技師は來る七月早々大阪に出張の視察省令の適當に
設明すべしとの事なりき
問　二十四
仲間物にして醫藥工業用の兩用途のものも省令の適用を受く
る哉
答　其に醫藥の目的にのみ需要せらるゝもの以外のコールタ
ル誘導物全部に適用す
問　二十五
輸入許可を申請してより許可ある迄の豫定日數如何
答　豫定日數は言明し難きも可成的速かに取扱ふ方針なり

日英通商航海條約（抜）

第七條
兩締約國ノ一方ノ版圖内ノ生產又ハ製造ニ係ル物品ハ他ノ方
ノ版圖内ニ輸入セラルゝニ當リ其ノ何レノ地ヨリ到ルヲ問フコト
別國ノ製造ニ係ル同樣ノ物品ニ適用セラルヘキ最低率ノ關稅ヲ課
セラルヘシ
締約國ノ一方ノ版圖内ノ生產又ハ製造ニ係ル物品ハ他ノ一方ノ
版圖内ニ輸入セラルゝニ當リ其ノ何レノ地ヨリ到ルヲ問フコトナク
國ノ生產又ハ製造ニ係ル同樣ノ物品ノ輸入ニ對シテハ專用
セラレヤル何等ノ禁止又ハ制限ヲ加ヘラルヘキ事ナカルヘシ但シ
人畜又ハ農業上有用ナル植物ノ安全ヲ保障スルノ必要ニ基キタ
ル衛生上其ノ他ノ禁止ハ此ノ限リニ在ラス
第八條
聯合王國ノ生產又ハ製造ニ係ル物品ニシテ本條約附屬稅表第一
號ニ列記スルモノハ日本國ニ輸入セラルヘキニ當リ該稅表ニ定メ
ル所ヨリ多額ノ關稅ヲ課セラルヘキ事ナカルヘシ
日本國ノ生產又ハ製造ニ係ル物品ニシテ本條約附屬稅表第二號
ニ列記スルモノハ聯合王國ニ輸入セラルヘキニ當リ關稅ヲ課セラ
ルヘキコトナカルヘシ

日佛通商航海條約（抜）

第六條
兩締約國ハ輸入、輸出又ハ通過ノ禁止又ハ制限ニ依リテ相互ノ
通商ヲ妨ケサルヘキ事ヲ約ス
左記ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ對シ例外ヲ設クル事ヲ得但シ
別國一般ニ又ハ同一ノ條件ノ下ニ在ル別國ニ對シ適用セラルヘキ
モノタル事ヲ要ス
一、非常ノ場合ニ於テ軍需品ニ關スル時
二、公安ニ關スル時
三、衛生警察ニ關スルトキ又ハ動物若クハ有用植物ヲ病疫若
ハ有害ナル昆蟲及寄生物ニ對シテ保護セントスルトキ
四、商品ノ國内ニ於ケル製產又ハ内國生產商品ノ國内ニ於ケ
ル販賣若ハ運搬ニ關シ國内法ヲ以テ定メタル禁止又ハ制
限ヲ同樣ノ外國商品ニ適用セントスルトキ
五、國家獨專業ノ目的物タル又ハ目的物タルコトアルヘキ商
品ニ關スルトキ

村本　秀夫
中野　秀吉
古川　二郎
服部　一造
伊藤　源藏
井上　四郎
大谷　隆一
中島　清子
中野　鶴之助
井守　東次郎
山崎　喜一
田中　長三
竹中　長三
中島　善一郎
井上　榮太郎
中野　鶴之助
榊原　清次郎
杉本　長吉
市長告辭
京都染物同業組合ガ益ニ枚模樣糊置部第十七回徒弟競技會ヲ開カレ本日其褒賞授與式ヲ擧行セラレマシタコトハ斯業發展上誠ニ慶賀ニ堪ヘナ

吉田孝二郎
鈴木　昌造
伊東　枚一
井守　東次
岩堀　正義
吉田　與市
大畑　健一
野崎音次郎
鈴木　由吉
佐野　安吉
武田藤次郎
梅原音次郎
岩田　庄七
高木　清
澁野　眞作
原　登喜男
北村　六治
佐野　安吉

會頭告辭
京都染物同業組合ハ本日ヲトシ紋模樣糊置部第十七回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラルル誠ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ
惟フニ比較ハ優劣ヲ判シ優劣ハ競爭ヲ來タシ競爭ハ改良ヲ促シ改良ハ終ニ發達ヲ生ム競技會ノ產業發達ニ貢スルヤ大ナリト云フヘシ本組風ニ茲ニ留意スル所アリ染色技工各部競技ヲ開キ優秀ナル徒弟ノ養成ニ努力セラル其勞マコトニ多トスヘシ
希クハ諸君審査員ノ教示ニ遵ヒ各自ノ成績ニ鑑ミ剩苦研鑽シ以テ本市斯業ノ聲價ヲ益々發達スルニ努力セラレンコトヲ式ニ臨ミ茲言ヲ述ヘテ告辭トス
大正十三年五月一日
京都商業會議所會頭　濱岡光哲
答辭
當紋模樣置部ハ本日ヲトシ第十七回徒弟競技會褒賞授與ノ式典ヲ擧ケラルニ當リ賞賜各關下ノ御貴臨ヲ辱フシ且ツ懇篤ナル訓示ヲ給ハリ尙ホ商業會議所ヨリ賞金ヲ賜ハル生等幸ヒニ其末席ニ列シ光榮ヲ得タルハ誠ニ望外ノ至リトス特ニコヲ一言以テ答詞トス
大正十三年五月一日
受賞者總代　田村清太郎
◆形彫部受賞者人名左の通り
一等賞
北村源太郎　高橋　重次　藤村　篤次
柴田佐太郎　西村金三郎　川端　英三
伊藤シヲ子
二等賞
山城　源藏　伊藤　春雄　澁下　重雄
佐藤　久吉　吉田　正一　大杉清次郎

鈴木　喜一
丸山　要
藤木清太郎
上和田健吉
淺田　伊三
三家　久吉
戸國　栢郎
寺阪貞次郎
北村　弘三
足立　勝巳
竹井　清義
藤木　一郎
黑川爲次郎
阪野　權作
穂口豊次郎
杉本　長吉
市長告辭
京都染物同業組合ガ益ニ枚模樣糊置部第十七回徒弟競技會ヲ開カレ本日其褒賞授與式ヲ擧行セラレマシタコトハ斯業發展上誠ニ慶賀ニ堪ヘナ

會頭告辭
京都染物同業組合ハ本日ヲトシ紋模樣糊置部第十七回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧ケラルニ當リ賞賜各關下ノ御貴臨ヲ辱フシ且ツ懇篤ナル訓示ヲ給ハリ尙ホ商業會議所ヨリ賞金ヲ賜ハル生等幸ヒニ其末席ニ列シ光榮ヲ得タルハ誠ニ望外ノ至リトス特ニコヲ一言以テ答詞トス
大正十三年五月一日
受賞者總代　田村清太郎
◆形彫部受賞者人名左の通り
一等賞
北村源太郎　高橋　重次　藤村　篤次
柴田佐太郎　西村金三郎　川端　英三
伊藤シヲ子
二等賞
山城　源藏　伊藤　春雄　澁下　重雄
佐藤　久吉　吉田　正一　大杉清次郎

大正十三年五月一日
京都市長　馬淵鋭太郎
會頭告辭
京都染物同業組合ハ本日ヲトシ紋模樣糊置部第十七回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラルル誠ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ
惟フニ比較ハ優劣ヲ判シ優劣ハ競爭ヲ來タシ競爭ハ改良ヲ促シ改良ハ終ニ發達ヲ生ム競技會ノ產業發達ニ貢スルヤ大ナリト云フヘシ本組風ニ茲ニ留意スル所アリ染色技工各部競技ヲ開キ優秀ナル徒弟ノ養成ニ努力セラル其勞マコトニ多トスヘシ
希クハ諸君審査員ノ教示ニ遵ヒ各自ノ成績ニ鑑ミ剩苦研鑽シ以テ本市斯業ノ聲價ヲ益々發達スルニ努力セラレンコトヲ式ニ臨ミ茲言ヲ述ヘテ告辭トス
大正十三年五月一日
京都商業會議所會頭　濱岡光哲
答辭
當紋模樣置部ハ本日ヲトシ第十七回徒弟競技會褒賞授與ノ式典ヲ擧ケラルニ當リ賞賜各關下ノ御貴臨ヲ辱フシ且ツ懇篤ナル訓示ヲ給ハリ尙ホ商業會議所ヨリ賞金ヲ賜ハル生等幸ヒニ其末席ニ列シ光榮ヲ得タルハ誠ニ望外ノ至リトス特ニコヲ一言以テ答詞トス
大正十三年六月一日
受賞者總代　北村源太郎
◆紋上書部々經費決算豫算　同部大正十二年度部經費收支決算及大正十三年度部經費收支決算は左の通り決議せられたり
大正十二年度收支決算

村本　秀夫
中野　秀吉
古川　二郎
服部　一造
伊藤　源藏
井上　四郎
大谷　隆一
中島　清子
中野　鶴之助
井守　東次郎
山崎　喜一
田中　長三
竹中　長三
中島　善一郎
井上　榮太郎
中野　鶴之助
榊原　清次郎
杉本　長吉
市長告辭
京都染物同業組合ガ益ニ枚模樣糊置部第十七回徒弟競技會ヲ開カレ本日其褒賞授與式ヲ擧行セラレマシタコトハ斯業發展上誠ニ慶賀ニ堪ヘナ

吉田孝二郎
鈴木　昌造
伊東　枚一
井守　東次
岩堀　正義
吉田　與市
大畑　健一
野崎音次郎
鈴木　由吉
佐野　安吉
武田藤次郎
梅原音次郎
岩田　庄七
高木　清
澁野　眞作
原　登喜男
北村　六治
佐野　安吉

會頭告辭
京都染物同業組合ハ本日ヲトシ紋模樣糊置部第十七回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラルル誠ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ
惟フニ比較ハ優劣ヲ判シ優劣ハ競爭ヲ來タシ競爭ハ改良ヲ促シ改良ハ終ニ發達ヲ生ム競技會ノ產業發達ニ貢スルヤ大ナリト云フヘシ本組風ニ茲ニ留意スル所アリ染色技工各部競技ヲ開キ優秀ナル徒弟ノ養成ニ努力セラル其勞マコトニ多トスヘシ
希クハ諸君審査員ノ教示ニ遵ヒ各自ノ成績ニ鑑ミ剩苦研鑽シ以テ本市斯業ノ聲價ヲ益々發達スルニ努力セラレンコトヲ式ニ臨ミ茲言ヲ述ヘテ告辭トス
大正十三年六月一日
京都商業會議所會頭　濱岡光哲
答辭
當紋模樣置部ハ本日ヲトシ第十七回徒弟競技會褒賞授與ノ式典ヲ擧ケラルニ當リ賞賜各關下ノ御貴臨ヲ辱フシ且ツ懇篤ナル訓示ヲ給ハリ尙ホ商業會議所ヨリ賞金ヲ賜ハル生等幸ヒニ其末席ニ列シ光榮ヲ得タルハ誠ニ望外ノ至リトス特ニコヲ一言以テ答詞トス
大正十三年六月一日
受賞者總代　北村源太郎
◆紋上書部々經費決算豫算　同部大正十二年度部經費收支決算及大正十三年度部經費收支決算は左の通り決議せられたり
大正十二年度收支決算

會頭告辭
京都染物同業組合ハ本日ヲトシ紋模樣糊置部第十七回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラルル誠ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ
惟フニ比較ハ優劣ヲ判シ優劣ハ競爭ヲ來タシ競爭ハ改良ヲ促シ改良ハ終ニ發達ヲ生ム競技會ノ產業發達ニ貢スルヤ大ナリト云フヘシ本組風ニ茲ニ留意スル所アリ染色技工各部競技ヲ開キ優秀ナル徒弟ノ養成ニ努力セラル其勞マコトニ多トスヘシ
希クハ諸君審査員ノ教示ニ遵ヒ各自ノ成績ニ鑑ミ剩苦研鑽シ以テ本市斯業ノ聲價ヲ益々發達スルニ努力セラレンコトヲ式ニ臨ミ茲言ヲ述ヘテ告辭トス
大正十三年六月一日
京都商業會議所會頭　濱岡光哲
答辭
當紋模樣置部ハ本日ヲトシ第十七回徒弟競技會褒賞授與ノ式典ヲ擧ケラルニ當リ賞賜各關下ノ御貴臨ヲ辱フシ且ツ懇篤ナル訓示ヲ給ハリ尙ホ商業會議所ヨリ賞金ヲ賜ハル生等幸ヒニ其末席ニ列シ光榮ヲ得タルハ誠ニ望外ノ至リトス特ニコヲ一言以テ答詞トス
大正十三年六月一日
受賞者總代　北村源太郎
◆紋上書部々經費決算豫算　同部大正十二年度部經費收支決算及大正十三年度部經費收支決算は左の通り決議せられたり
大正十二年度收支決算

© Kyozomekai

ヒ、我種科ニテハ鯨尺ヲ用ヒ理化學ノ方ニテハ**メートル**系ヲ用ヒツヽアルナリ。又洋服裁縫、機織科ニテハ**インチ**、**ヤール**尺ヲ用ヒ、靴ヤ足袋ニハ文尺ヲ用ヒテ敷ヘラレツヽアルナリ。斯ノ如クレテ此等ノ物質問題ニハ見重ノ小篇ヲ省レシメル事幾何ソ、別ケテ地信区別又ハ里數ノ問題等ニハ其ニ見重ヲレタ神經衰弱ニ陥ラレシメル事ナキ事疑ナキ儘ハデルナリ。

又一般世間ニ於テ用ヒツヽアル一噸ト稱スル言葉ニハ各種ノ意味ヲ有セリ。即チ噸ニハ重量噸ト容積噸トアリ、重量噸ニハ佛噸ニテハ千瓩、英噸ニテハ二千二百四十ポンド、日本噸ハ二百七十貫九百五十匁、亞米利加噸ハ二千ポンドタリ。容積噸ニテハ船積貨物ハ四十立方尺、鋼鐵噸ハ百立方尺、商船ノ積量ハ百立方呎、軍艦噸ハ艦自身ノ目方ヲ云フカ如ク、各種ノ系統種類非常ニ錯綜シ、殊ニ六十種以上ノ單位ヲ使用シツヽアルナリ。

此ニ於テ大正八年農商務省ハ統一調査會ヲ設ケ四五會員ニハ實業家、學者、當局者、所謂官民合同シテ調査ニ從事セシメタリ。其結果調査會ノ決議左ノ如シ。

第一本邦系ハ

(一)學術、軍事、工業其他ノ科學ニ關スル事ニハ關係淺シ。(二)國際關係ニハ共通的ニ非スシテ不適當ナリ。(三)單位相互ノ比率錯雜ナリ。(四)度量ト衡トノ關係ナシ。

依テ之ヲ不適當ト認メタリ。

第二英國式ハ

(一)各單位相互ノ比率非常ニ復雑ニシテ不便ナリ。(二)故ニ英本國ニ於テモ十數年前已ニ議會ノ上院ハ**メートル**系ニ改ムルノ決議ヲナレ、當時下院ハ其必要ヲ認メタルモ、**ヤードポンド**法ノ使用絶頂アマリニ擴大ナル爲ニ、商工業ノ影響ヲ恐レ、時期猶早シトシテ否決シ今日ニ至レルモノナリ。(三)乍去英國ニ於テモ大戦後産業調査委員會ニ於テ**メートル**系ニ改ムルノ決議ヲナシ居レリ。

今日其ノヤードポンド法ノ本國英國ニ於テ改メラレントシテ、アルモノヲ日本ニ於テ採用スルハ愚ナリトシテ否決セリ。

第三**メートル**法ハ

(一)度量衡ノ國際相聯絡アリ。(二)世界的ニ共通ヲレ居レリ。(四)我ガ邦固有ノ單位ニ近似セリ。

等ノ理由ヲ以テ**メートル**系ニ統一スルニ決レ、大正九年第四十四議會ニ提出シ兩院ノ通過ヲ見タルモノナリ。而シテ實施期日ニ關スル勅令ハ前述ノ如ク公布セラレ、本年五月十六日第三千五百十七號官報ニ掲載セラレタリ

備考

明治十八年我邦始メテ萬國**メートル**條約ニ加盟セル時、加盟國係ニ十六ケ國ニ過ギザリシカ、其後有用國大正二年ニハ三十六ケ國トナリ、最近即チ戰後專用國左ノ四十六ケ國トナレリ。

獨逸、墨多利、洪牙利、白耳義、コンゴー、ブラジル、ブルガリア、智利、コロンビア、キューバ、コスタリカ、丁抹、西班牙、佛蘭西及佛領殖民地、アルゼリ、チュニス、ガテマラ、和蘭及其殖民地、ホンヂュラス、伊太利及其殖民地、ルクセンブルグ、メキシコ、諾威、ニカラガ、秘露、葡萄牙及其殖民地、アルゼンチン、ルーマニア、フインランド、サルバドル、セルビア、シヤム、瑞典、瑞西、ウルゲー、ボリビア、エクワドル、希臘、ハイチ、アイスランド、マールト、パナマ、ポロニ、露西亞、チエックスローバキヤ、ベネヂユラ

今猶自國ノモノヲ併用シツヽアル國ハ僅ニ英米加奈陀、支那、埃及、土耳古、パラゲー、エチヲピヤ、印度等ニ過ギズ

◆**メートル**法トハ何ゾヤ

今**メートル**法ノ何物カニ就テハ農商務省中央度量衡檢定所長樋川技師ノ談ハ簡ニシテ要ヲ得タルモノナルヲ以テ此處ニ掲載ス。

メートル法ノ創定ハソノ昔**フランス**ニ於テ國内ノ度量衡單位ガ各地方區々ダ不便ヲ甚シカクタノデ之ヲ整頓スル必要ガ感ジラレ、マタ一面ニハ單位ハ一定不變ノモノデナケレバナラナイト言フ見解カラ、ソノ基本ヲ自然物ニ求メヨウトシテ十七世紀ノ中頃地球ノ大サヲ基トシテ十進法的ノ度量衡單位ガ提案セラレ

立憲會議ガソノ提案ヲ容レ、勅令ヲ發布シ學士院ノ專業トシテ調査シ一七九二年八月ニナリテ新單位ノ制定ヲ見、ツイデ一七九五年法律ノ發布ニヨリテ**メートル**度量衡ガ確立シタルノデアル。レカシ非常ナ反對ガ起リタリ色々昔及上ニ陸軍ガ起リタリシタ。一八一二年**ナポレオン**ハ勅令ヲ發シテ舊慣ニヨル度量衡ヲ復活シ**メートル**度量衡ハ學校ト公文書ニ於テ使用セシメタルコトヽシタ。ソノ結果國内度量衡ハマス〳〵紛亂セシメタガ教育ノ効果ハ漸ク顯ハレテ終ニ日常生活マデ**メートル**度量衡ノ採用スル樣ニナツタ。ソコデ一八三七年**メートル**法專用ノ法案ガ出來テ一八四〇年カラ專用國ニナツタ。

今ヤ**メートル**制ノ便利ナ點ガ佛國ニ於テ認メラレタ許リデナク、當時ノ文明諸國ニモ認メラレテコレヲ採用シ專用シ、マタハ自國々有ノ制ト併用シタ國モ少ナクナイ。一八一六年ニベルシウム、**オランダ**、ルクセンブルクト採用シテノヲ始メトシテ、一八七〇年マデニギリシヤ、**イタリア**、**イスパニア**、ポルトガル、**コロンビア**、**エクワドル**、**ブラシル**、ペルー、合衆國、獨逸、墨太利、**ホンガリア**等或ハ强制シ又ハ慫慂ニ使用スルコトヲ許シタ。

斯ク、**メートル**制ハ次第ニ各國ニ於テ、ソノ利便ヲ認メラレタガ、然レナホ中部**ヨーロッパ**諸國ノ度量衡ガ區々デ殖産、工業、通商、貿易上ノ不便不利ヲ痛感シタ、メ、一八五一年**ロンドン**ニ催ナレタ世界博覽會、一八六七年**パリー**博覽會、同年伯林ニ開カレタ萬國測地學會ナドニ於テ、ソノ統一ノ問題ガ常ニ話題ニ上ツタ。

ソコデ一八六九年ペテルブルク學士院カラ**メートル**度量衡ノ國際的ノモノニシヤウトスル提議ヲ見ル樣ニナツテ、終ニ一八六九年九月皇帝ナポレオン第三世ノ名デ度量衡ニ關スル國際會議開催ノ提議ヲシ、一八七二年**パリー**ニ於テコレヲ開催シタ。コノ會議ニ於テハ、ナホ一定不變ノ標準ヲ得ヨウトシタ。地球ノ子午線及ビ攝氏四度ノ水云々トイフコトハ測定ノ學術ノ進歩ト共ニ精密ニ自ラ結果ガ必ズシモ一致シナイ事ガ明カニナツタ。

府デナキ調製シタ白金棒及金白分銅ノ値ヲ本トシテ**メートル**及キログラム原器ヲ製シ、ソノ長サ及質量以下度量衡單位トスルコトヽシタ。カクテ一八七五年(明治八年)ニ**ドイツ**外十六箇國ガ會合シテ、萬國度量衡ノ統一ヲ圖ルタメ、**メートル**條約ヲ締結シタ。ツイデ明治十七年ニ、**メートル**原器ヲ**フランス**ニ配布シ、コレヲ各條約國ニ配布シ、コレヲ製造シタ。我國モ明治十八年ニ同條約ニ加入シ公布ヲナシ、同二十三年**キログラム**及**メートル**原器ヲ受ケタノデアル。

斯カル有樣ノ現今ノ**メートル**制ノ專用國ハ實ニ四十六ケ國ノ多キニ及ビ併用國モ亦九ケ國デ實ニ二三ノ島及殖民地ヲ加ヘルトナカ〳〵大變ナ數デアル。

◆改正度量衡法ノ大要

(大正十年四月一日勅令第百十六號)
(大正十三年七月一日勅令第百十七號)

一、尺貫法、及**ヤード**ポンド法ノ廢止セラレ、**メートル**法專用トナル。改正度量衡法ハ大正十三年七月一日ヨリ實施ス。

二、從來慣用ノ度量衡ハ尺貫法、及**ヤード**ポンド法等ハ左ニ掲ル事務又ハ事業ヲ行フ者ヲ變方ノ當事者トシ、之ニ於テ大正十三年七月一日ヨリ十ケ年ヲ限リ使用スルコトヲ得

其他ノ場合ニ於テハ、一年ヲ限度トス

(一)公務所ノ事務、(二)電氣事業(三)瓦斯事業(四)水道事業(五)原動力ヲ用ヒル運輸事業(六)鐵道法ノ適用ヲ受ケル事業(七)醫業、歯科醫業、獣醫業、又ハ調剤業(八)左ニ掲ケル工業、但シ原動力ヲ用ヒサルモノヲ除ク

(イ)機械又ハ器具ノ製造業
(ロ)汽罐、瓦斯發生器、金屬製ノ煙突若クハタンク、金屬精錬用若ハ工業用鐵製鑄又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
(ハ)船舶又ハ其ノ部分品ノ製造業
(ニ)機關車、鐵道用若ハ軌道用車輌、自動車自轉車軌索道、エレベーター、コンベーヤ又ハ以上ノ部分品ノ製造業
(ホ)航空機又ハ其ノ部分品ノ製造業

(ヘ)原動機、動力傳達機、運搬機、荷役機、冷凍機、通信機械、電信機、電話、電池其ノ他ノ電氣器具、機械用及具、瓦斯器具、水道器具、放熱器、其ノ他ノ暖房用具、金庫、鉄砲、彈丸、又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業

(ト)金屬ノ塊、條、帶、竿、軌條、線、板、箔、管其ノ他ノ素材、又ハ金屬ノ建築用材ノ製造業

(チ)鎖、電線、鐵道軌道用材ノ製造業

(リ)線索、鍵鎖、螺旋釘、ナツト、リベツト、洋釘又ハ撥條ノ製造業

(ヌ)磚瓦板又ハ磚瓦壁ノ製造業

(ル)紙又ハ紙ノ製造業

(ヲ)火藥類、爆藥、又ハ煙火ノ製造業

(カ)醫物、薬品、香料、脂肪油、若ハ蠟ノ製造業

(ヨ)醫藥品、又ハ醫療用器具ノ製造業

(タ)護謨、又ハエボナイト製品ノ製造業

(レ)セルロイド製造業

(ソ)人造絹絲製造業

(ツ)化粧品製造業

(ネ)石鹸、又ハ鹸ノ製造業

(ナ)リノリウム製造業

(ラ)染料又ハ顔料ノ製造業

(ム)ペーント又ハヴアニシユノ製造業

(ウ)人造石製造業

(ヰ)墨汁、印刷インク、又ハ消耗ノ製造業

(ノ)製帽業

(オ)製粉業

(ク)氷又ハ冷凍飲料ノ製造業

(ヤ)罐詰業又ハ瓶詰業

(マ)ガス製品製造業

(ケ)刷子製造業

(フ)電鍍製品製造業

(コ)電熱製品製造業

(エ)金屬精錬業

三、左ノ外ハ單位ハ前項ニ準ス

(イ)[illegible]量ポンド

(ロ)[illegible]量インチニ付重量ポンド

(ハ)[illegible]量ポンド

(ニ)[illegible]量ポンド

(ホ)[illegible]量ポンド

(ヘ)[illegible]量ポンド

(ト)[illegible]量ポンド

(チ)[illegible]量ポンド

(リ)[illegible]量ポンド

(ヌ)[illegible]量ポンド

(ル)[illegible]量ポンド

(ヲ)[illegible]量ポンド

(カ)[illegible]量ポンド

(ヨ)[illegible]量ポンド

(タ)[illegible]量ポンド

(レ)[illegible]量ポンド

(ソ)[illegible]量ポンド

(ツ)[illegible]量ポンド

(ネ)[illegible]量ポンド

(ナ)[illegible]量ポンド

(ラ)[illegible]量ポンド

(ム)[illegible]量ポンド

(ウ)[illegible]量ポンド

(ヰ)[illegible]量ポンド

(ノ)[illegible]量ポンド

(オ)[illegible]量ポンド

(ク)[illegible]量ポンド

(ヤ)[illegible]量ポンド

(マ)[illegible]量ポンド

(ケ)[illegible]量ポンド

(フ)[illegible]量ポンド

(コ)[illegible]量ポンド

(エ)[illegible]量ポンド

(三)[illegible]量ポンド

(四)工業——[illegible]

(五)[illegible]——[illegible]氏ノ[illegible]

四、**メートル**法以外ノ度量衡器及計量器ノ檢定ハ大正十三年七月一日以後十ケ年ニシテ廢止ス

五、既ニ檢定ヲ受ケタル尺貫系、**ヤードポンド**系ノ度量衡器又ハ計量器ハ大正十三年七月一日以後十五ケ年ニシテ其檢定ノ効力ヲ失フ

六、第二項ノ期間滿了前ニ、文書、商品其他ノ物件ニ附シタル尺貫法又ハ**ヤードポンド**法ノ單位ニ依ル表示ハ期間滿了後ト雖モ仍之ヲ用フルコヲ得

七、輸出又ハ輸入ニ係ル商品ニ關シテハ改正法ノ規定ニ依ラナル度量衡又ハ計量ノ單位トスルコヲ得

但シ輸入ニ係ル商品ヲ販賣スル場合ニ於テハ之ヲ非ス(貿ニ輸入ノ日時ヲ以テ販賣スル場合ヲ除ク)

ノ如クニシテ之ヲ要スルニ。

一、官廳、公署、大工場等ハ十ケ年以内ニ統一シ、

二、商工業者ノ取引証明用ノ分ハ二十ケ年以内ニ統一シ、

三、家庭等ノ分ハ法令ヲ以テ制限セズ教育其他ノ指導方法ニ據ルコトヽセルモノナリ

◆實施ハ案ズルヨリ產ムガ易シ

然ルニ、一、二實業家中ニハ尺貫法、**インチヤール**法ノ廢止ノ困難ヲ訴フルモノアリ。又**メートル**法統一案ノ第四十四議會ニ出ツルヤ側我別同ノ如キ示議論ヲナセルモノナリ、其後研究ノ結果議日ニハ此處アリタルモノナリ、其會ノ如キ示議日ニハ此處アリタルモノナリ。

則チ實施ハ案外容易ナルコトヲ知リタリ、今其實例ヲ挙グレバ獨逸ハ三ケ年間(第一八七〇年)ニ統一セリ。レカモ當時貴佛戰爭ノ最中タリシヲ以テ、佛ニ對シ隨分反感政策心旺盛ナリシ時タリシニ係ラズ、洗石學術國トシテ**メートル**法ヲ採用シ、三ケ年ニシテ全國ヲ統一シ其惡物ヲ普ク使用セシムルニ到レリトヲ、又日本ノ實例トシテハ維新ノ際ニ於ケル貨幣制度トス、當時何兩何分何朱又ハ何貫何百何十匁等ノ名稱命位ヲ用ヒツヽアリタリ。此ノ名稱タルヤ其起源遠ク慶長年代ヨリ慣用シ來レルモノニシテ其命位ハ時代又ハ國ヲ異ニシテ變化少ナカラザリシモノタリ。然ルニ維新ノ際之ヲ國民ニ公布シ改ムルニ當リ、之ヲ國民ニ公布シ改ムルニ當リ、之ヲ國民ニ公布シ改ムルニ當リ、

京都染物同業組合月報

第二百十四號
大正十三年九月二十五日
發行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番
發行人　新野治惠
印刷人　森本文次郎
京都市堀川竹屋町下ル

公示

公示第一七號

左記ノモノ職工徒弟契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリト此段公示

大正十三年八月十五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

浸落調査部員山田　栄造徒弟　西島安太郎
友仙染部員　稲田龜太郎　小北賀武敏
〃　〃　〃　中西忠夫
〃　〃　〃　横山愛三
〃　〃　〃　水上圭三
〃　〃　〃　佐々木佐太郎
〃　〃　〃　大下信夫
糸絞染部員　三村榮太郎　宮竹雅造

公示第一八號

左記ノモノ組合定款第十六條ニヨリ雇傭契約ヲ解除セリ此段公示ス

大正十三年八月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

糸絞染部員　山口清次郎　鳥本市次郎
友仙染部員　酒井源三郎　徒弟　鈴鳥栄吉
御召織部員　山口外次郎　北橋晋松
友仙染部員　西浦其之助　山本多喜藏
〃　〃　〃　山北茂吉
〃　〃　〃　岩間末吉
〃　〃　〃　佐藤光永
〃　〃　〃　佐藤義正
木絞染部員　[illegible]源七　塚本重
茶染部員　木村鶴兵衛　奥村ロマキ

雜錄

◆時局と上海經濟界の影響　支那戰爭より上海方面に於ける經濟界の受くる影響として左の如く報告あり

江浙両軍は三日午前遂に衝突せるものゝ如し其戰局の如何なる程度迄に發展すべきやは遂に推測を許さゞるものあると、若し其爭鬪に江浙間の局部的に止らず、奉直兩派の參加するに至らんか、局面展開して全局的となり、支那全土の大動亂を誘さずんば已まざるべし、而して現時の情勢は此の憂ふべき兆機に頼せずとせず而も支那の事常規を以て律すべからざるものあり想を裏切る事屢々有之を以て、今日支那財界の前途を卜するに徒に悲觀する要なからんと、現在既に當地を中心として、相當程度の影響を蒙れるに於て、看過すべからざる事に屬す。若し夫れ時局が更に發展せんか、其影響は好惡共に日本に及ぶべく又世界に波及すべし、斯かる廣大なる範圍に亘り、詳細調査するは頗る難事とする所なるも、當地及附近を主として次に各方面に亘り其著しき現象に就き調査掲載すべし

一般市況　江浙の風雲急を告ぐると共に先づ金融界に異常なる緊張を來し、即ち各銀行は兌換準備とし、墨銀相場の昂騰を促し兩銀赤路騰落し、茲に唯一の金融仲介物たりし公債の既に瓦落するあり、以上因をなして永春外一錢正の破綻を見るに至れるが、次で外國銀行の貸付回收に會し一流錢莊たる裕豐等の閉鎖となり、二三銀行紙幣の不通設傳へられ支那人金融市場は到る處紊亂の現象を示すに至れり。右影響は總絲布市場に及び以下掲ぐる如く其基落を見たり。以上は去月十九日より二十一日に至る間の概況なり。

実後、銀行及銀行業者の努力に依り、二三日間業外平穏なりしが、二十五日に至り開戰説を傳へ金魂市場に動揺を來し金魂の暴落となり、爲めに對外爲替相場に動變あり、銀行は依然七錢を唱げ墨銀相場又復奔騰せり。然る所廣東銀行の危急を傳へ金融界に再び動搖を來たせるが財來開戰説愈々濃厚を加へ、金融界益々緊塞せり。中南銀行及其他に取付騒あり、墨銀の買付益々甚しく二十七日中に遂に七拾八兩に奔騰し全く戰時相場を出すに至れり。以上の影響は各市場に波及し著しき脅威を與へつゝあり。

外國爲替　八月二十五日より三十日迄の外國爲替市況は、全く江浙時局危急の影響を受けて銀價著しく引締り、各銀行は買賣方に出で市況底堅く爲替相場は漸騰せり、八月二十五日開戰の噂と錢莊破綻との影響により洋厘及銀折は一躍急伸し標金は暴落せり、故に支那人側の賣放ち盛んに市況異常なる緊張を呈せり。二十六日市況依然たり。華商引續き賣方にあり。二十七日時局益々不安を加へ來り賣物多く市況益々堅し。二十八日倫敦銀塊相場續騰し期近物の賣手多く、二十九日期近物及先物の相場漸次一致し來りたり。午後華商方面は少しく買進あり。三十日市況大體に强硬に買方に出づるもの多し。

最近二週間上海對日爲替相場（銀行賣相場）

八月		電	郵
十八日	平	五七、四分一	十九日
二十日	平	五六、四分三	廿一日
廿二日	平	五六、四分一	廿三日
廿四日	曜		廿五日
廿六日	平	五六、四分三	廿七日
廿八日	平	五六、四分三	廿九日
三十日	平	五六、四分三	

總絲　金融界動搖の影響は總絲布市場に大影響を及ぼし、二十一日總絲六兩四錢の暴落となり、越ぶて二十五日後場に入り漸言頃出昇び市場は俄沸して鎮勢支ふるによしなく利喰物の外に買物を見ず、買方は前途晴渡として手詰めを急き、時局の惡化を見越して軟弱益々追擊して棒下げとなり、各節一兩方寒落して前日引より期近五兩失物は二兩半方安と別落せり二十八日戰爭開始の風説旺なると共に、當地人鍾極事品は市價二兩二錢乃至三兩の急落を來し

[illegible]中小動の市況は[illegible]方に立ちたり、現物は金融の關係もあり地方商人と當地總絲商との取引全く停止せり。

總布　前週中の總布市況は特記すべきものなきもオークションの怡和、公平、元芳三藥は皆立合を中止し、當地物日本物及外國物等は商無及代金支拂問題に就きては、洋行筋支那總布商及客邦の三者間に爲替を生じ、其解決に苦しみつゝあり。故に江浙問題幸無事解決するも總布市場は此後數週間位目覺しき活動を見さるべしと思はる。其價格は表面堅なるが如きも、實際上は商なきを以て相場の下落に對して無關心の態度を採り居るが爲め、相場は全然獨立して立ち實際上の標準をふすものにあらざりき。前週中の相場は前々週中と大なる差なし。

次説に依れば愈々江浙間の開戰を見たるも其の市場に及ぼせる影響は戰前に比して多く異なる所なく只部分的に一進一退を示せるのみ。是れ開戰の影響が存外波成ならずとも觀るを得べきか、復開戰説に依り既に動搖の多分を盡せりとも稱するを得べし。戰局の前途は今日遽かに豫斷を許さゞるものあるも、既に奉直兩派の對抗して立てりと傳へらるゝに於て、茲に支那大動亂の緒を發せるものを推し得べく、若し果して然らんか、支那財界の前途更に多事多端を加ふべし。

金融　公債は先週中（自一日至七日）各種公債市況は甚しく寂寞たり、以前の大部分の取引は先月末を以て決濟したるを以て、先週行はれたものは全く新賣買のものに係る、各商は前數週間に於ける基落の後を承け未だ不安狀態にあり故に何等積極的行動に出でず、市場日に閉散に赴けり。週初概して下落傾向なりしが三日以後江浙既に開戰せるも塩内貴氣稍薄、之れに反して買方は銀價稍緩み、且公債市價のどん底相場たるとに依り活動を開始したれば、市場は始めて强氣配に向ひたり。此の開戰後相場が反騰したるは實に人の意表に出でたる行動と云ふ可し。

總糸　愈々開戰となれども影響を受くる事比較的少く、本週當初稍々持直せる傾向を示せるも、全體より見て重大視する程度にあらず。右

スルトキハ、第一ニ容器包装等ノ更改ヲ要スルモノアルベク、第二ニハ建値相場附ノ變更ヲ來スモノアラン、之レ商工業者ニ取リテ意大ナル影響ト稱スル所以ナリ。

以上述ブル所ノモノ、如キ一個人ニテ直チニ改善ヲ得ヘキモノアラン、然レトモ赤一府縣ノ一ノ同業者ニテ決定シ難キモノ少ナカラス、即チ全國的ニ統一ヲ要スルモノ多シ。從ツテ其調査ノ如キ、時ニ或ハ世界的ニ行ハルヘキ必要ナルモノアラン。少クモ全國的ニ行ヒ決定セザルベカラザルモノアラン。之レ當業者ニ取リ今日ヨリ相當ノ準備調査ヲ爲サヽルベカラズト稱スル所以ナリ。

次キニ從來慣用ノ容量取引即チ桝目取引ノ不正確ニシテ不便ノモノ少ナカラス、從ツテ近來諸方ニ於テ重量取引ニ改善セラレツヽアルモノアリ。例之ハ米穀ノ取引ヲノ如キ桝目ヲ廃シテ目方取引ニ改メントシツヽアル所多シ（廣島、呉、滋賀、静岡、東京ノ如キ）東都ニ於テモ麦ノ取引ハ既ニ目方取引ニ移リ、酒醤油ノ如キ樽詰ハ已ニ目方ヲ以テ表記セルモノアリ（口丹波業者ノ如キ）其中近來最モ夥シク進歩セルモノハ讃取引タリ。余ノ本府ニ赴任セル頃ニハ彼等業者ニハ紙桝ヲ用ヒツヽアリシカ、次ニ桐材桝ヲ用ヒ次ニ秤取引ニ移リ、今日ノ如キ正量取引ヲ爲スニ至レルモノナリ。此如ク容量取引ヨリ重量取引ニ移ル事ハ世界ノ大勢ニシテ今日非文明國程秤ヲ多ク使用シフヽアルカ如シ。斯ル計量革新ノ時期ニ際シ現今ノ商品中不正確ニシテ不便ナル容量取引ヲ廃シ顧然重量取引ニ改メルヲ至便トスルモノ少カラサルベシ。當業者ニ於テ此際充分ノ調査研究ヲ要スルモノト認ム。

次キニ檢出商品ハ内地製寶品ト建物ヲ量目ニ相違アルモノアリテ彼此相通シ有無相救フ能ハザルモノ多シ。例令ハ織物ノ如キ内地ノ反匹ハ檢出商品ノ反匹ト定尺ニ相違アリ。從ツテ内地品ノ織機ト檢出品ノ織機ト全然別製タルモノ多シ。今若シ其定尺内外一定ノモノナリトセハ當業者ニハ織機ヲ一ニシテ、檢出狂暴ナルトキハ檢出品ヲ製織シ、檢出尚不景氣ノ折ニハ内地品ヲ製織スルカ如キ便宜アラン、又内地品トシテ製織セルモノヲ檢出品ニ流用セシメ一ナリ

トセハ此等ヲ檢出ニ振向クル事モ自在ナルガ如シ生糸ノ建物ノ如キ同一例アラン。此等ハ此際統一ヲ畫スルヲ利トスヘキト信ス。之レ當業者ニ於テ此等ニ對シ赤充分ノ調査研究ヲ要スルモノト認ム。

斯クノ各自ノ調査研究シ組合其他ノ團体アルモノハ團体ノ力ヲ以テ改善統一シ、個一府縣ヲ以テ定ノ難キモノハ之ヲ中央ノ團体ニ提出シテ統一ヲ爲サヽルベカラズト信ス。

ノートル法專用法實施ノ勅令出タルニ際シ愚見ヲ述フル事有ノ如シ。僻愚見ノ及ザサルモノ多々アラン、大方ノ諸士之ヲ示教セラレン事ヲ希フ

◆御召再琴部員寄附　同部ハ事務所建築費等級割制ヲ寄附制ニ改め部役員諸氏は各戸に就き説明の勞を採り其賛同を求め承諾せられしもの左の如し

金參百五拾圓　小野木兵助　山内信良
金參百　圓　福田嘉四郎
金武　百　圓　浦谷傳吉
金壹百五拾圓　西澤利三郎　太仁久吉
金壹百五拾圓　佐々木虎吉　堀井豊之丞
金壹百五拾圓　清水由太郎　山口久三郎
金壹百五拾圓　福田外次郎　金壹百　圓　福田宇吉
金壹百　圓　近藤八三郎　田中　稔
金七拾圓　石井政次郎　福田長三郎
金六拾圓　山嵜龜二郎　生田太郎
金五拾圓　吉田竹次郎　吉川条作
金五拾圓　野村徳次郎　大岡茂吉
金五拾圓　井口万吉　永田種
金四拾圓　太田郁之助　金四拾圓　[illegible]

ゆうぜん板

用材土佐產
友仙染器具一切
其他
建築請負
本店　瀧澤商店
下京區岩上通錦小路上ル
同千本通二筋西綾小路下ル
工場　㊂工場
廣狹望次第
特別安價

金四拾圓　梅原嘉兵衛
金參拾圓　北岡末七
金四拾圓　松岡佐太郎
金四拾圓　植本万藏
金四拾圓　渡邊喜之助
金四拾圓　木村太三郎
金四拾圓　井上条次郎
金四拾圓　福田栄三郎
金四拾圓　中島辨次郎
金四拾圓　水谷孝次郎
金四拾圓　佐竹和吉
金四拾圓　村田庄平
金參拾圓　藤原藤吉
金參拾圓　寺上末吉
金參拾圓　櫻井源次郎
金參拾圓　植村源次郎
金參拾圓　山口利三郎
金參拾圓　井本仙吉
金參拾圓　福田金三郎

金參拾圓　古野藤藏
金參拾圓　山中春三郎
金參拾圓　井田ハル
金參拾圓　記吹信直
金參拾圓　本原太一郎
金武拾圓　本持駒吉
金武拾圓　辻北光太郎
金武拾圓　福田助太郎
金武拾圓　岡田憲一郎
金武拾圓　田中定次郎
金武拾圓　大宅マサ
金武拾圓　細井逢三郎
金拾八圓　山本音二郎
金拾五圓　林伊之助
金拾五圓　柴田萬次郎
金拾五圓　中村末吉
金拾五圓　佐竹キヨ
金參圓　朝田真一郎

© Kyozomekai

は九月一日よりの三兩の贈答關係も相當に影響して仕手方の圖稱もあり、一方年ヶ月以前よりの恵言に個に戰爭氣配を出遂せるにも因るべし而し戰爭も浜江軍の勝利を期待する所ながら、浜軍の勝利は反つて支那を大動亂に誘ふ導火線ともならんかと、實當向筋の買進みを待つ德はざるは勿論、契約品の荷動きも困難となるべきを懸念され或は軟弱の說く如く百五十兩割れの實現を見るべきにあらずやとも言はる。

地花　先週中支棉市場沈滯し、商内始んど皆無の狀態なりしが、市場相場は大體一進一退の態況にして依然不振を極めたり。

◆漢口狀況

漢口は江浜戰爭の影響を受け金融逼迫し、此の儘に放任せば、銀送妥ふべきものわるを以て錢業公會は遽に一百萬元の淺通券を發行して以て金融の緩和を圖らんとせり。然るに此の結果官票の基落を來し、官票の所持者は多大の打撃を受け其授受を喜ばず、其市價日に下り官票は將に一大危機に在り、されば省當局及總商會、錢業會等は本問題に就き協議しつゝあり。

◆織物市況（上海九月五日）

ローカル　江浜兩軍は上海の近接地帶に交戰しつゝあるを以て、其業務に影響すること夥しく、全く沙微狀はゞる狀況に在りて、茲に報告すべき何等の材料なし。本買今日迄の處激戰と稱する程のものなきも、右交戰は上海より近々十五哩内外の地點に行はれつゝあるを以て、上海に恐慌を生ぜしめつゝあるは當然と云ふべし時局の前途頗測たるものあり、錢莊は官際上其營業を停止せる狀態にして、從つてクリヤーランスも殆んど皆無の狀態なり。錢莊利子は四仙附近を唱へ、牛莊篤替相場は一、七〇〇に昂騰せり、尚時局の爲めオーリション休會し、從つて取引皆無相場建たず。

◆日本綿布（現物）九月五日

對日爲替引續き騰調を呈すれ共、時局不安にて思惑買氣なく、市場不相變沈靜、各品共相場建たず。

加工綿布（九月十日）　江浜愈々銃火を交ふに至りし爲め市場太く不安に蔽はれて商内全然杜絶し、既約品の受渡すら殆んど不能に陥り、從つて相場建せず、真一種浮ものとして浜商かしかも

仲秋を經へての此際、必ず安値投物續出すべしと懸念さる。

◆絹布のロンガリット抜染に就て　アルフレッド・オッペ博士の講述せられたる抜染に就ての染法左の報道を得たり

抜染で純白を樣樣を得ると云ふことは捺染家に取りては中々六かしき問題である。ロンガリット乃至は同種製品が現われてから以來、この方面では非常に著るしい進歩發達をしたが、然しロンガリットを使へば何時でも必ず滿足な白地を得ることは限らない。隨分白地が樣くて、その捺染物が空氣に曝らされること久しければ久しいほど其の度が增すことは隨分多い。又製品が初め新らしい内とか或は樽疊んでおつたりしたる間は白地に申分が無くても、これを使用することになると其の内に苦情が起こつて來ることもある。

之の白地が樣く汚されると云ふのは、全く地染々料の分解生成物に基づくのであつて、かゝる場合に用ふる染料は大抵アゾ染料である。そのアゾ染料をロンガリットで抜染するときは還元されて無色のアミド化合體となるのであるが、このアミド化合體は空氣の酸素によりて割合に手早く褐色に變じ不溶解性の者となる傾向がある。殊に水酸基を含むアミド化合體（アミドフェノール類）は其の傾向が特に著るしいのである。白地を汚ごすのは實に此の不溶解性褐色物のためである。

此の白地の汚ごれを豫防し避けるのには地染々料を色々選擇して、無色にして且つ容易に溶解し去り得る還元體に變ずべき者を採用するは勿論であるが、又一方この還元體が空氣のため酸化する以前に纖維より十分これを除去することを心懸けねばならぬのである。ところが此のアミド化合體が或る酸分と化合して出來る鹽類は、その元のアミド化合體よりも空氣に對する盛じが若干鈍くなり且つ一般に水に一層溶け易くなる性質がある。此れが所謂抜染後酸處理を行なふ原理である、故に此の酸處理を決して怠たつては良くない。それのみならず我々の研究に因れば抜染後酸處理を早くすればするほど効果は良好で、一層鮮明な耐久的の白地を得ることが出來るものである。從つてアミド化合體の

酸化を防ぐ爲めに、生成物を速に還元體に變ずべき者を選擇するのに都合の良い狀態に在りても、炭酸亞鉛を入れてさへ置けば之れを豫防し得ることが證明さるゝのである。

ロンガリットに炭酸亞鉛を加へ印花抜染した後續酸又は酷酸の浴にて處理すれば、殘存する炭酸亞鉛は溶解し去るのである。然し纖維上に生成した硫化亞鉛は溶解し去らぬ方が良い、其のまゝにして置けば反りて白味を增す利益ありて、著色抜染の色合にも少しも影響を及ぼさない。若し鹽酸にて處理すると硫化亞鉛は溶解するかも知れない、然る時は硫化水素を發生し、其の多少により白地が反對に黃味を帶びることになるであらう。

◆染料輸入數　外國染料輸入制限令發布後本邦

品目　自六月七日至同月末日　七月　八月　自八月一日至同月六日　合計

品目	七月	八月	合計
硫化染料	一六〇、三六六	三三、四一二	一九三、七七八
直接染料	一四、二三六	四、六八八	一八、九二四
塩基性染料	九、三三四	三〇、九四二	三九、二七六
酸性染料	一四、六一〇	二四、一六六	三八、七七六
酸性媒染料	六一六	五、九五三	六、五六九
アリザリン染料	九、五四二	二四〇	九、七八二
建染々料（人造藍ヲ除ク）	一、三九六	六〇〇	一、九九六
雜屬染料及中間物	八、四三一	三、三八八	一一、八一九
種屬不明染料	一一六、三四二	一九二、四〇四	三〇八、三四六
合計	三三八、七七八	五一六、三三四	八五五、一一二

◆湯製斗師建築資有志　同部員中建築資寄附申込は左の通り申込まれたり

金百貳拾五圓　寺井長次郎殿
金壹百圓　野崎藍次郎殿
金七拾五圓　平野安兵衛殿
金六拾五圓　長澤彌三郎殿
同　北川音次郎殿
同　岡本貞太郎殿
同　青山勘次郎殿
同　三輪伊兵衛殿
同　堀　金六殿
同　北村市次郎殿
同　田中宗次郎殿

和の分は、抜染物分に對する色の減少の分は、尚無なるも、然るに二號糊（亞鉛を含む方）の分は、尚多大なるものにして、所謂抜染の取扱ひ方の如何に因りては、其の反應に驚異的影響を與ふるものなるを以て、抜染物の受渡すら殆んど不能に陥り、從つて相場建せず、真一種浮ものとして浜商かしかも

酸化亞鉛の分は、抜染物分に對する色の減少の分は、尚無なるも、然るに二號糊（亞鉛を含む方）の分は、尚多大なるものにして、所謂抜染物の取扱ひ方の如何に因りては、其の反應に驚異的影響を與ふるものなるを以て、抜染物の受渡すら殆んど不能に陥り、從つて相場建せず、真一種浮ものとして浜商かしかも

効果は之れに劣るのである。又ロール捺染に用ふれば彩絹の目に塡まり使用上面白く無いことは世人の皆知る所である。其他リトポンの如き硫化亞鉛を含む諸種の亞鉛華製劑も此の目的に適しないのは云ふまでもない。尚世上に殷色劑として發賣さるゝデクロリン即ちフォルムアルデヒードズルフォキシラート亞鉛は無論抜染力を有し且つ亞鉛と既に含有する故硫化鍋の生成を防ぐ効力あることを一言申し上げて置きたい。

我々實驗を重ねた結果、二割增量したる絹布をブリリヤンツ、ベンゾブルー6Bで染め、次の抜染糊を印花した。

第一號糊

ロンガリット	一二〇瓦
ブリチシヂ	七六〇瓦
水	一二〇瓦
	一〇〇〇瓦

第二號糊

ロンガリット	一二〇瓦
塩基性染料（人造藍ヲ除ク）	一六〇瓦
ブリチシヂ	六九〇瓦
水	三〇〇瓦
	一〇〇〇瓦

炭酸亞鉛（純分二五%）製法

硫酸亞鉛（純分含量二五%）	九〇〇瓦
水	二立
曹達灰	三三五瓦
水	五立

右各別に溶解し、混じ、冷きまゝ兩液を混和し、大なる鍋に入れ加溫煮沸すると白色沈澱が出來る、之をまゝ減し沈澱せしめ上澄液を流しより、清水を注加し能く攪拌し、再び放置する後沈澱を去る云ふ風に數回沈澱を水洗したる後沈澱を濾にて濾し取り壓搾脫水して全量一貫の白色を得るのである。然するところの白泥は酸化亞鉛二五〇瓦に相當する塩基性炭酸亞鉛を含むのである。即ち酸化亞鉛二五%に相當する亞鉛分を無だけ像エのであるが、この二者を前に述べた第一號糊に同樣に捺染し、同樣に處理し、赤（[illegible]）狀態の下に置くと、一號糊（亞

に被染されたものにして、所謂抜染の取扱ひ方たる數量左の通りなり

種屬	五月	六月
直接染料	一四、一三五斤	四八、一九三斤
黑色硫化染料	一五八、九八八	二二七、一六〇
青色硫化染料	四七、四二八	四、六二四
其他硫化染料	三、一〇二	三、四〇〇
塩基性染々料	四八、九八一	一九、六四四
酸性染料	一四二、一六六	四八、三二八
酸性媒染々料	二九、一〇二	一六、八四〇
媒染々料	三、二四四	一八、八四五
建染々料	四二、八九	四、四八〇
雜屬染料	三八、三四〇	一四、三九九
種屬不明染料	三、四八八	一〇一、八八七
合計	四七〇、〇七九	三〇三、九四八

右は六月三日迄とす其後六月後九月六日に至る迄の數量左の通り

品目	自六月七日至同月末日	七月	八月	自八月一日至同月六日	合計
硫化染料	一六〇、三六六	三三、四一二	三三、四一二	四九、七八四	四九、七八四
直接染料	一四、二三六	九、三三四	三〇、九四二	三三、四一二	三三、四一二
塩基性染料	九、三三四	三〇、九四二	二四、一六六	三〇、九四二	三〇、九四二
酸性染料	一四、六一〇	二四、一六六	五、九五三	二四、一六六	二四、一六六
酸性媒染々料	六一六	五、九五三	一〇、三四四	五、九五三	五、九五三
アリザリン染料	九、五四二	二四〇	四、四八〇	二四〇	二四〇
建染々料（人造藍ヲ除ク）	一、三九六	六〇〇	一、四八〇	六〇〇	六〇〇
雜屬染料及中間物	八、四三一	三、三八八	三四、三〇〇	三、三八八	三、三八八
種屬不明染料	一一六、三四二	一九二、四〇四	二二〇、一四四	一九二、四〇四	一九二、四〇四
合計	三三八、七七八	五一六、三三四	三三七、九四八	五一六、三三四	五一六、三三四

同　藤野槍次郎殿
同　金五拾五圓　弓倉儀三郎殿
同　柴田保三郎殿
同　林　吹たき殿
同　伊　きみ殿
同　三上芳太郎殿
同　上田逢吉殿
同　三橋長之助殿
同　木村あい殿
同　橋本實藏殿
同　山岸米吉殿
同　大橋善太郎殿
同　大森新太郎殿
同　金四拾圓　井上岩次郎殿
同　佐竹まさ殿
同　林常次郎殿
同　吉野忠四郎殿
同　牛井きみ殿
同　林みつ殿
同　梶原秀一殿
同　藤田きの殿
同　中西勘三郎殿
同　杉浦吉之助殿
同　岸田福之助殿
同　森本きく殿
同　濱口作藏殿
同　増田ムメ殿
同　佐野榮次郎殿
同　松山登殿
同　前田はつ殿
同　森本しづ殿
同　下林德三郎殿
同　宮本五兵衛殿
同　蒐木富三郎殿
同　上阪長三郎殿
同　森川與三郎殿
同　堀五郎殿
同　青木吉次郎殿
同　八田善七殿
同　大八木政太郎殿
同　森アヤ殿
同　佐竹まさ殿
同　林常次郎殿
同　吉野忠四郎殿
同　牛井きみ殿
同　梶原秀一殿
同　張田久吉殿
同　田中すへ殿
同　田村イク殿
同　辻いと殿
同　畑千太郎殿
同　橋重太郎殿
同　中越かめ殿
同　木村くに殿
同　德田うた殿
同　奥きよ殿
同　井上岩次郎殿
同　藤井芷之助殿
同　藤田きの殿
同　中西勘三郎殿
同　杉浦吉之助殿
同　岸田福之助殿
同　森本きく殿
同　濱口作藏殿
同　増田ムメ殿
同　佐野榮次郎殿
同　松山登殿
同　前田はつ殿
同　森本しづ殿

ガリットが分解して淺黃化合體が生ずることはアルカリの存在により抑へることが出來る。我々の實驗に依れば以上の連を加へると褐變が實際少なくなる。しかし十分な効果を得やうと思へば割合に多量の曹達を用ひねばならない然し此は絹布には甚だ惡しきである。又弱アルカリ性に働く塩類例へば砂、燐酸曹達の如きは極多量に加へても差支ない。

然るに茲に又第一硫化鍋の生成を防ぐ他の方法がある。それは硫黃化合體鍋よりも一層早く化合し、しかも無色の者を作るべき者を豫じめ加へ置き、其の者と化合したものは亞鉛化合物である。亞鉛は硫黃化合體と化合して白色の硫化亞鉛となるのである。ロンガリットの中性溶液又は酷酸を加へ常溫に於て第二又は第二の鍋鹽類を加へ更に亞鉛鹽類を添加すれば白色の硫化亞鉛沉澱出する。若し亞鉛鹽を添加せざれば褐色の第一硫化鍋が生成する。此の現象を我々の目的に應用するにロンガリット抜染糊に亞鉛鹽を加ふれば可のである。然し亞鉛の鹽類中鐵酸鹽即ち酸亞鉛、塩化亞鉛の如き者は除外すべきである。塩化亞鉛は勿論從に立たない。先づ第一に使用すべきは可溶性なる酷酸亞鉛である。一寸の如き者に對し七五瓦で十分有効である。次は晃沃の水酸化亞鉛及び塩基性炭酸亞鉛ある。塩基性炭酸亞鉛は工場で硫酸亞鉛に炭酸曹達を加へ沈澱せしめて製造すること出來る。硫化鍋の生成を豫防するには實に好適な有力な者である。水酸化亞鉛を作るには苛性曹達の分量を精確に量らねばならぬに比し炭酸曹達の分量は簡單で樂である。又炭酸曹達は苛性曹達より低廉である故炭酸亞鉛は低價に出來且つ水に際しても樂に洗ひ得らるゝ特長がある。又晃沃炭酸亞鉛は酷酸亞鉛よりも廉價であり、且つ多くの塩合其の白色なるため濃色の地色上に抜染の部分が明白に見わて氣持良く成せらるゝのである。又製造後濕して貯藏して置けば何時でもロール捺染に使用し得らる位微細な者である。以前よりロンガリットに酸化亞鉛を混合使用する法があり又ロンガリットWと云ふ晃沃の者及び其の同等品は此の目的に酸化亞鉛と混合して使用して居る。特に晃沃